

調布市 新型コロナウイルス感染症 対応報告書

令和7年5月
調布市

目次

はじめに

- 調布市長 3
- 調布市議会議長 4
- 東京都多摩府中保健所長 5
- 調布市医師会長 6

序章

新型コロナウイルス感染症とは何だったのか

- 01 新型コロナウイルス感染症について 8
- 02 どのくらいの人が罹患したのか 9
- 03 調布市はどのように対応したのか 10

第1章

感染状況の推移と国・東京都・市の動き

- 01 市内感染者数の推移 12
- 02 「波」別の状況 13
- 03 国・東京都・市の動き 16

第2章

対策会議の設置と市の対策方針

- 01 調布市健康危機管理対策本部会議の設置 26
- 02 調布市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 27
- 03 調布市の対策方針 「感染症（緊急）対応 3つの柱」 31

第3章

感染症対策 第1の柱 感染症の拡大防止に向けた取組①

市民への医療的対策

- 01 検査体制の構築 33
- 02 高齢者・障害者施設等におけるPCR検査、補助等 34
- 03 東京都による無料PCR検査の実施 35
- 04 東京都による酸素・医療提供ステーションの設置 36
- 05 自宅療養者支援 37
- 06 広報・啓発 39

第4章

感染症対策 第1の柱 感染症の拡大防止に向けた取組②

関係団体と連携した対策

- 01 東京都との連携 42
- 02 多摩府中保健所との連携 43
- 03 調布市医師会との連携 44
- 04 調布市歯科医師会との連携 48
- 05 調布市薬剤師会との連携 49
- 06 調布消防署・調布警察署との連携 50
- 07 市内大学との連携 51

第5章

感染症対策 第1の柱 感染症の拡大防止に向けた取組③

新型コロナワクチン接種

- 01 調布市のワクチン接種体制 54
- 02 接種実績 特例臨時接種期間（R3.2.17～R6.3.31） 56
- 03 集団接種の実施 58
- 04 ワクチン接種者への支援 59
- 05 ワクチン接種の広報・周知 60

第6章

感染症対策 第2の柱 市民生活及び子どもたちへの支援

- 01 市民生活への支援 63
- 02 子どもたちへの支援 66

第7章

感染症対策 第3の柱 地域経済への支援

- 01 市内事業者への支援 71
- 02 地域経済の活性化 72

資料編

- 01 調布市新型コロナウイルス感染症対策本部等会議メンバー 76
- 02 新型コロナウイルス感染症対策にかかる市への寄付一覧 77

はじめに

調布市長 長友 貴樹

世界を震撼させた新型コロナウイルスは、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしました。令和2年以降、長きにわたり、私たちの日常に苦難を強いた新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが令和5年5月に5類へと移行した後、これまで中止や規模の縮小を余儀なくされていた各種イベントや会合が徐々に再開され、調布のまちに、かつての活気や賑わいが戻りました。

その3年余りを振り返ってみますと、史上初の「緊急事態宣言」が発令されたことにより、調布駅前だけではなく、市内全域から人の姿が忽然と消えました。多くの市民が、にわかに信じがたいその光景を目の当たりにし、外出自粛の中で、増え続ける未知のウイルスと今後の行く末に大いなる不安を抱えておられたことを思い起こします。

パンデミックは、世界的に10～40年周期で襲来するといわれています。2000年以降の新興感染症として、2002年にSARS（重症急性呼吸器症候群）、2009年に新型インフルエンザA（H1N1）、2012年にMERS（中東呼吸器症候群）などが世界各地で発生しています。わが国は、10年前に流行し多数の死者が発生した新型インフルエンザA（H1N1）の教訓に基づいて、パンデミックのために準備を整えてはいましたが、新型コロナウイルス感染症に関しては、ことごとく新たな対応が必要となりました。

猛威を振るった今回の新型コロナウイルス感染症への対応を決して忘れてはなりません。本報告書は、これまで経験したことのない未曾有の事態への対応や対策を記録に残し、市民の安全・安心の確保や今後の健康危機管理体制の確立に生かすことを目的に取りまとめたものです。

そして、刊行に当たり、調布市報1面に掲載してきた当該3年間のコラムを改めて読み返すとき、新型コロナウイルス感染症の脅威がまざまざと蘇ってきます。

市は、これまで、市民の健康維持を市政の最重要課題の一つとして様々な施策を講じてきました。その過程では常に、調布市医師会の多大なる御協力を得てきましたが、今回特に、近隣自治体の中でも早期のPCR検査センターの開設や、集団接種会場における接種者の負担を極力軽減する調布市独自の接種方式の採用などにおける、医師会の特筆される貢献に深く感謝いたします。

また、ワクチンの供給については不確定要因が多く、最も効率の良い接種体制をどうつくるかが難題でしたが、令和3年6月における河野太郎大臣（新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当大臣）との直接面談において、新たに承認されたモデルナ製ワクチン6万人分の供給を確約いただいたことは大いなる幸運でした。その情報が得られたことにより、市と相互友好協力協定を締結している電気通信大学に体育館使用を申し入れることが可能となり、速やかな接種会場の確保につながりました。

このほか、周辺自治体と共同して東京都に要望した酸素・医療ステーションの設置や、自宅療養者支援、子どもたちやコロナ禍の影響を受けた家庭への支援、調布市商工会の協力のもとで行った市内事業者支援、イベントや施設利用の制限や段階的緩和など、適宜状況を確認しながら、柔軟かつ機動的な対応を図る中で、一人でも多くの市民に笑顔が戻るようできる限りの手立てを尽くしてきました。この間の取組を振り返り、この教訓を忘れることなく将来の案件に生かしていかなばならないと思いを新たにしています。

結びに、今回の刊行に際して、市民の命と健康を守る最前線で献身的な対応に御尽力いただきました医療従事者の方々を筆頭に、社会・生活基盤を支えるべく各現場で献身的な活動に従事された全ての方々、調布市議会の皆様、そして、展望の見えない状況の中で不安に耐えながら自制的な行動を継続していただいた市民の皆様に対して、改めて深甚なる謝意と敬意を表させていただきます。

調布市議会 議長 井上 耕志

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、私たちの社会は未曾有の危機に直面し、調布市においても市民の皆様のご日常生活や仕事、学校生活に大きな制約が課せられ、多くの不安や困難の中での生活を余儀なくされました。私たちは、この長期にわたる感染症との闘いの中で、感染拡大防止と市民生活の維持という、これまでに経験したことのない難題に直面しました。

このような危機にあって、市民の命と健康を守るため、昼夜を問わず献身的に尽力してくださった保健所や調布市医師会をはじめとした医療従事者の皆様、最前線で市民の命と健康を守るためにご尽力くださった看護・介護・福祉・保育などの現場で働く全ての関係者の皆様、また、感染拡大防止に協力していただいた市民の皆様に対し、調布市議会を代表し、心より敬意と感謝を申し上げます。

今回のコロナ禍は、市議会にとっても極めて異例かつ重大な事態となりました。二元代表制のもと、市民の直接選挙によって選出される市長と議員はお互いに対等の立場に立ちますが、議会は市民の代表として、行政への監視機能とともに、予算や条例の審議といった重要な責務を負っています。市議会では、コロナ禍においてもその役割を果たし続けるために、感染リスクがある中でも議会活動を止めることなく、マスク着用や換気の徹底といった基本的な感染対策を行いながら、必要な議論が尽くせるよう柔軟かつ迅速な対応に努めてまいりました。令和2年の予算審議時から、感染リスクの高い委員会審査の一部を延期・短縮しつつも、幹事長会議や情報共有の場を設け、議員間での意思疎通と市民の声の反映を図るとともに、令和2年4月に緊急事態宣言が発令された以降は、飛沫感染防止パーテーションを設置し、席の間隔の確保も図るなど感染防止対策に努めました。

また、感染症対策を行う行政職員の負担を考慮し、会議への出席を求める人数を必要最小限に抑えるとともに、一般質問や討論の時間を短縮するなどの議会運営上の対応を行いました。外出の自粛が要請された緊急事態宣言下においては、傍聴者の皆様も含めた健康と安全を図るために会議への傍聴の制限も行いましたが、市議会のライブ中継・録画配信の視聴を広く周知することで、議会の透明性を保つ工夫も続けてまいりました。

さらに市議会では、感染拡大防止に向けた市の取組状況を踏まえ、令和2年6月から11月までの6か月間、議員報酬を減額する特例条例を全会派共同で提案、可決し、議員報酬を1割削減したほか、政務活動費についても、令和2年10月から令和3年3月までの半期分の不交付を決定し、削減した予算を新型コロナウイルス感染症対策として、市民や市内事業者などに対する支援策の充実を図るよう、市に要望しました。

現在、新型コロナウイルス感染症は法令上の類指定が変更され、落ち着きを見せておりますが、市議会では、今後も新たな感染症の発生に備え必要な対策をとるとともに、どのような状況下にあっても機能する議会を目指し、不断の改善と議会改革を進めてまいります。

結びに、改めてこのコロナ禍に支え合い、協力し合ったすべての市民の皆様と関係機関の皆様に、市議会として深く感謝を申し上げますとともに、市議会ではこれからも市民の皆様のご負託にお応えすべく、直面する課題に真摯に向き合いながら課せられた役割を果たしてまいりますので、引き続き議会活動へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東京都多摩府中保健所 所長 田原 なるみ

思い起こせば、当保健所における新型コロナウイルス感染症への対応は、管内の政府施設に収容された政府チャーター便による中国からの帰国者の24時間の健康相談から始まりました。

その後、都内での蔓延に伴い、発熱相談から入院・宿泊療養調整、患者搬送など全ての業務が保健所に集中しました。感染経路が不明な新規陽性者、濃厚接触者の発生やスポーツジム等の屋内施設や医療機関、福祉施設等におけるクラスターの発生などにより、相談対応や積極的疫学調査などの業務が急増しました。

また、当初はPCR検査実施機関が限られており、検査の調整を行うことが非常に困難でした。まだ、体制も整っていない中で業務がひっ迫し、大混乱となり、保健対策課の感染症担当だけでなく、他部署の職員も動員し、全所一丸となりできる限りの対応に努めていたところです。

その後、本庁職員による応援に加え、看護管理者連絡会の協力により、管内病院や訪問看護ステーションに所属する看護師、IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の方々に保健所での業務支援をいただき、所の人員体制も強化されていきました。

都保健所の外では、東京都発熱相談センターの開設や市及び医師会によるPCR検査センターの設置、在宅療養者支援及びワクチン接種の開始、病院によるコロナ病床の拡大に加え、医療関係者の皆様のご協力により令和3年9月には味の素スタジアムに酸素・医療提供ステーションが設置されるなど、各関係機関の取組により新型コロナへの対応力が強化されていきました。

しかし、令和4年1月からの第6波ではこれまでよりも感染力の強いオミクロン株が急速に拡大し、都保健所においても過去最多となる感染者数を記録したことにより再び保健所業務が増大し業務がひっ迫しました。このころから都保健所では、患者情報管理のデジタル化、感染者へのショートメール送付システムの採用等デジタルツールを活用し始め、業務の効率化を図りました。

6波では、市による自宅療養者支援や医療機関による陽性者の健康観察がスタートし、自宅療養サポートセンター（うちさぼ）が設置されたほか、多くの支援により、過去最多の感染者に対し何とか対応することができたと考えております。

今回の危機を乗り越えられたのは、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて感染症の訓練等を実施していたことや連携会議により管内6市、医師会、感染症の基幹病院との顔の見える連携がベースにあったことが非常に大きかったと思います。そのベースがあったからこそ、発生初期に各市の対策会議に出席して調整が行え、途中からは医師会の先生方とのオンライン会議を毎月開催できるなど、圏域で協力して危機に対応していったものと思います。

新型コロナでの対応を踏まえて今後保健所としましては、コロナ対応でも重要であった市町村等関係機関との連携をさらに強化するため、令和6年度から市町村連携課を新設し、顔の見える関係の構築を進め、地域の健康課題等の解決に取り組んでおります。

また、令和6年3月に新たに「東京都多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定し、新興感染症発生に備えた取組を計画的に推進していくとともに、各種申請手続等のオンライン化など業務のデジタル化を推進し、都民・事業者の利便性向上を図っているところです。

こうした取組を通じて平時から危機対応能力の向上を図り、地域の健康課題等の解決に取り組んでまいります。

最後に、この間感染症対応に尽力いただきました市、医師会、医療機関をはじめとする関係機関の皆様にご協力いただき、改めて御礼を申し上げます。

公益社団法人調布市医師会 会長 荒井 敏

新型コロナウイルス感染症について、その脅威を初めて感じたのは、令和2年1月、横浜港を出港したクルーズ船における新型コロナウイルス感染症の感染者発生でした。クルーズ船の船内では集団感染が広がり、2月から3月にかけて横浜港の沖合に停泊せざるを得ない中で、船内の約3700人の方のうち712人が感染し、13人の方が命を落としました。

ほどなくして市内でも感染者が発生し始めますが、治療法もワクチンも確立していないこの時期、通常のクリニックでは診察することも困難で、発熱されている方をお断りせざるを得ないこともありました。

こうした中、調布市医師会も協力のうへ、市にいち早くPCRセンターを開設いただき、ようやく検査体制が進み始めました。しかし、当時のPCR検査キットは医師が患者の鼻から採取するもののみで、フル装備のPPE(個人用防護服)を着用する必要があり、増え続ける患者に対処するうえでも極めて困難な時期でした。発熱外来を始めても、その数が少なかったことから患者が殺到することもしばしばでした。

大きな節目となったのは、令和3年5月から始まった新型コロナワクチン接種の開始です。医師も多くの方に接種するためのシミュレーションやトレーニングなども行い、初めて経験することの連続でしたが、ようやく新型コロナウイルス感染症への対処が進み始めました。

しかし、この頃は幼稚園や保育園でのクラスターが頻発しました。私も、調布市医師会の医師とともに休日返上で出張PCR検査を行いました。施設の限られた敷地内での検査や、夏の暑さの下でPPEを着用しなければならないこともあり大変でしたが、感染拡大を防ぐため、市内の多くの園を回って対応に当たりました。

その後も、呼吸器系に疾患のある方が重症化しやすいデルタ株や、感染力が極めて強いオミクロン株などの変異株の出現により、保健所もパンク状態となり、クリニックで検査や診断をした方が陽性だった場合に医師がHER-SYSに登録できるようになります。その作業が深夜まで及ぶこともしばしばでした。また、若い方でも重症化して肺炎を起こすこともありました。

このような未知のウイルスに対処するには、市や保健所、圏域内の病院等と連携し、状況や対処すべきことを正確に把握したうえで、戦略的に進めていかなければなりません。調布市は、市と医師会の関係が良好で、それぞれが多忙を極める中でオンラインでの会議を定期的に行い、PCR検査センターの設置やワクチン接種体制の構築もスムーズに進みました。振り返れば、そのことが大きな力を発揮したと思います。

この間の対応を顧みて、今後備えておくべき、考えておかなければならないことがあります。まず、新興感染症の場合も、初期から罹患者を診察できる場所や環境を整備しておくこと。パンデミックには周期があるといわれますが、その間にできる限り備えておかなければなりません。

次に、周辺の病院との連携です。調布市は、市内に三次救急の病院がありませんが、緊急事態においては基幹病院に動いていただかなければ対処が難しくなります。近隣の大学病院等とも、平常時から連携を図る必要があります。

次に、医師も感染症対応のため、定期的な研修、講習会などを行い、準備しておくことが求められます。

そして、市や訪問看護ステーションなどとの協力体制も、平常時から整えておく必要があります。調布市は在宅患者を支援するシステムが構築されており、そのことも今回の対応時に大きく役立ちました。

調布市医師会においても、新型コロナウイルス感染症の取組を教訓とし、より一層の対応力強化に努めてまいります。

序章

新型コロナウイルス感染症とは何だったのか

01 新型コロナウイルス感染症について

令和元年の末に発表された原因不明の肺炎は、翌年1月に世界で初めて確認された未知のウイルス「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」によるものと確認されました。日本においては、令和2年（2020年）1月に最初の感染者を確認して以降感染者が徐々に増加し、4月7日に政府は史上初の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発出しました。都内においても新宿や渋谷などの繁華街の店舗が軒並み閉店し、ゴーストタウンのように街並みから人の姿は消え、学校は休校となり、未知のウイルスへの恐れからマスクやトイレットペーパーの買い占めなどが起きました。

その後新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、流行と小康を繰り返したのち、令和5年（2023年）5月8日に、それまで感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の「新型インフルエンザ等感染症」（いわゆる2類相当）から「5類」に変更され、約3年間続けられてきた、近年最も厳格な措置がとられた感染対策が大きな転換期を迎えました。

「いわゆる2類相当」とされる2類感染症には、結核や鳥インフルエンザ（H5N1型）、ジフテリアなどが該当し、「新型インフルエンザ等感染症」は、政令により入院や消毒等の措置のほか、患者への健康状態報告要請や外出自粛要請を措置することができます。

一方「5類」は、季節性インフルエンザやA群溶血性レンサ球菌咽頭炎、RSウイルス、ウイルス性肝炎などが該当し、措置も発生動向調査のみです。

新型コロナは5類移行から時間が経ち、分析や予防方法が確立してきたことで季節性インフルエンザなどと同じレベルの感染症とされ、感染拡大当初の危機感や隔離的な感染対策から離れつつありますが、高齢の方や基礎疾患などがある方

が罹患した場合、重症化を引き起こす可能性もあり、今も季節性インフルエンザと同様に油断のできない疾患の一つです。

▼**新型コロナの定義**（厚生労働省検疫所FORTHホームページ（令和6年3月）より）

新型コロナとは	
<p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス（SARS-CoV2）による感染症です。2020年1月30日にWHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）が宣言されましたが、2023年5月4日に解除されました。日本でも2023年5月8日に5類感染症に移行しました。ウイルスが変異するので、流行を繰り返しています。</p>	
どうやってうつる	
<p>感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出されるウイルスを含む飛沫、又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな状態の粒子を吸入するか、目、鼻、口に直接的に接触することにより感染します。物や指についたウイルスが目、鼻、口に接触することで感染することもあります。</p>	
症状	予防
<p>発熱、咳、鼻水、咽頭痛、倦怠感、頭痛、関節痛、筋肉痛、嗅覚・味覚異常、下痢</p>	<p>換気、3密（密接場面・密集場所・密閉空間）回避、状況に応じたマスクの着用、石けんを使った手洗い、アルコール製剤を使った手指消毒。年齢6か月以上が接種対象のワクチンがあります。高齢者などの重症化リスクの高い方にはワクチンの接種が勧奨されています。ただし接種を受ける事は強制ではありません。</p>
治療	
<p>症状の程度や重症化リスクがあるかにより、医師の判断に基づいて、薬物療法（抗ウイルス薬、中和抗体薬等）、酸素療法が行われます。</p>	

02 どのくらいの人が罹患したのか

令和5年6月1日の世界保健機関（WHO）の報告による全世界の新型コロナウイルスの累計患者数は7億6,700万人余、累計死亡者は693万人余です。

日本国内では、令和2年1月16日から令和5年5月7日の「5類」移行前の累計患者数は3,380万人余（全人口の約27%）、累計死亡者は74,600人余でした※1。同じ期間に、アメリカの累計死亡者は113万人、イギリスやイタリアでは20万人前後であったことから、日本は比較的抑えることができていたともいえますが、医療機関の逼迫や経済活動の大幅な制限により市民生活にも深刻な影響をもたらし、新型コロナウイルスの影響は自身の健康上だけにとどまらないものとなりました。

調布市内の累計患者数

令和2年4月に東京都が市区町村別の感染状況の公表を開始してから、区市町村別の患者数が報告されていた令和5年9月末までの間において、調布市内の累計患者数は46,313人※2、1日に報告された最大の患者数は令和4年7月22日の647人、この間の1日に報告された平均患者数は36.2人でした。

調布市においては、累計で見た場合、上記の3年余の間に市民の約19%が罹患したことになります（詳しくは、P.11～15）。

コロナの「波」

新型コロナウイルスは、他の感染症と同様に、感染拡大が落ち着いている時期と急速に拡大する時期があり、「第●波」と表現されました。特に、感染力の強い変異株が現れると、以前の「波」の患者数から数倍に急増することが多く、特に厳格な感染拡大防止措置を取っていた時期は医療機関の受入態勢の逼迫を招き、多くの自宅療養者が生じるなどの課題が生じました。

「波」と東京都内における1日あたりの最大患者数						
第1波	第2波	第3波	第4波 第5波	第6波	第7波	第8波
206人 R2/4/17	472人 R2/8/1	2,520人 R3/1/7	5,908人 R3/8/13	21,562人 R4/2/2	40,395人 R4/7/28	22,063人 R4/12/27
		アルファ株 の流行	デルタ株の 流行	オミクロン 株BA.1/2の 流行	オミクロン 株BA.5の 流行	オミクロン 株BQ.1/XBB の流行

東京都「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組」（令和5年6月2日改訂版）より

※1 厚生労働省オープンデータによる ※2 東京都オープンデータによる（区市町村別の死者数は公表されていない）

03 調布市はどのように対応したのか

感染症対策3つの柱を基軸とする対応を図る（→P.31）

令和2年5月に、市の新型コロナ対応方針として「緊急対応3つの柱」（のちに「感染症対策3つの柱」）を示し、①感染症の拡大防止に向けた取組 ②市民生活及び子どもたちへの支援 ③地域経済への支援を基軸として、国や東京都の対策をはじめ、関係機関との連携の下、様々な対策に取り組みました。

庁内の連絡・指示系統を明確にし、強化する（→P.26～30）

令和2年2月から有識者らと情報の収集や分析を開始し、同4月から「調布市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するなどして、状況の正確な分析と市が実施すべき対策を速やかに意思決定し対処する体制を整備しました。

関係機関との連携・支援体制を構築し、強化する（→P.41～52）

多摩府中保健所、調布警察署、調布消防署、3師会（調布市医師会・歯科医師会・薬剤師会）、近隣の病院、調布市商工会、市内大学や市内企業など、さまざまな関係機関と適宜密接に連携し、必要な支援を実施しました。

検査体制を整備する（→P.33～35）

新型コロナ対策が確立していない令和2年5月から市内にPCR検査センターを設置し、令和4年2月からは東京都PCR等検査無料化事業を調布市グリーンホールや調布駅前広場などでも実施できるよう対応したほか、調布市役所の敷地内でも調布市医師会の医療スタッフの出張PCR検査を実施しました。

市民への適宜適切な広報・周知を図る（→P.39・40）

新型コロナ状況や予防、ワクチン接種等の情報について、市報、市報臨時号、市ホームページ、防災行政無線の他、「調布市コロナ情報」アプリや各種SNSによる広報・周知を行い、市民の不安軽減に努めました。

ワクチン接種体制を構築する（→P.53～61）

新型コロナの予防手段として、新型コロナワクチンが開発され、国内でも令和3年から接種が開始されました。調布市においても、令和3年5月から希望するすべての方が接種できるよう体制整備を行いました。

自宅療養者の支援を図る（→P.37・38）

変異株の出現等により、新型コロナの拡大期に患者が爆発的に増加したことで医療機関が逼迫し、自宅で療養せざるを得なくなった市民に対し、プッシュ型の電話連絡や、食料等の配達、パルスオキシメーターの貸与等を行いました。

市民生活・子どもたちへの支援を行う（→P.62～69）

市民生活において自粛や行動制限が強いられ、経済的困窮に苦しむ市民への支援や、子どもたちの学びの場の確保などのための施策を実施しました。

地域経済への支援を行う（→P.70～74）

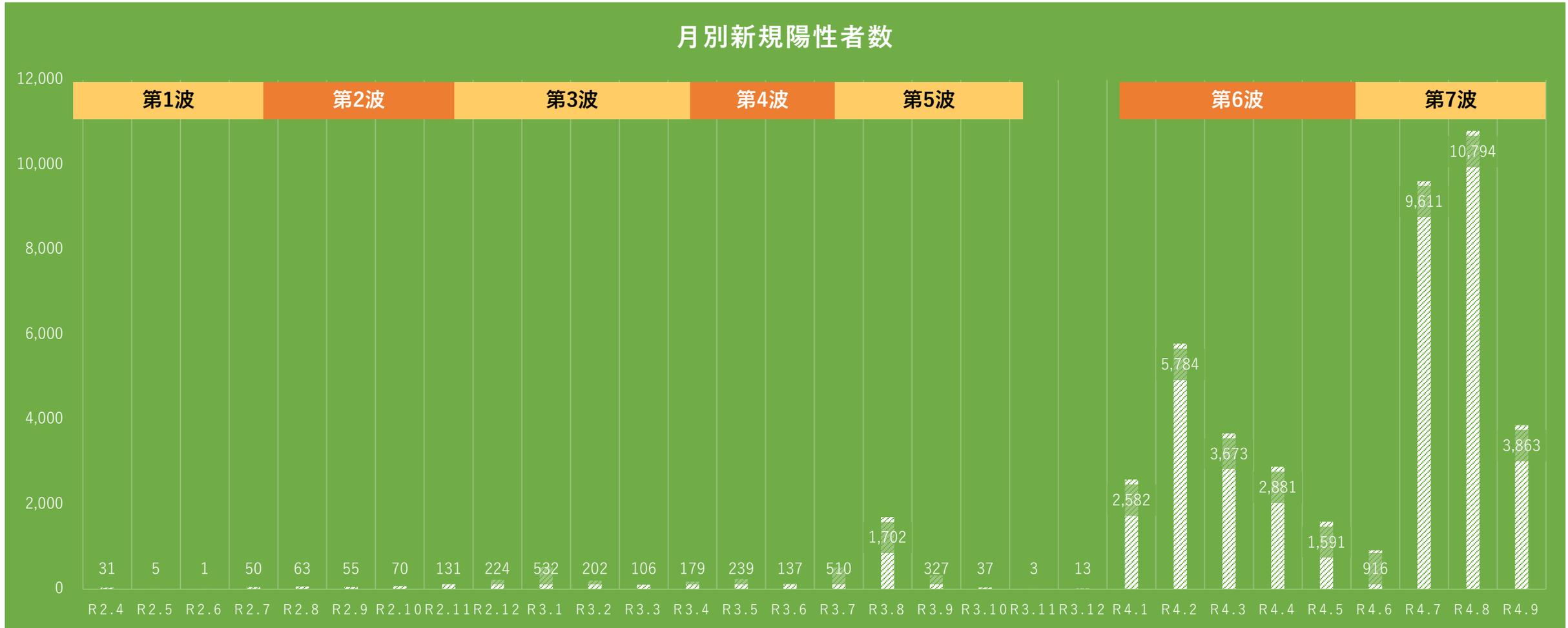
経営面で大きな影響を受けた市内事業者等を支援するため、調布市商工会等と連携し、市独自の事業者支援や市内消費喚起に取り組みました。

第1章

感染状況の推移と国・東京都・市の動き

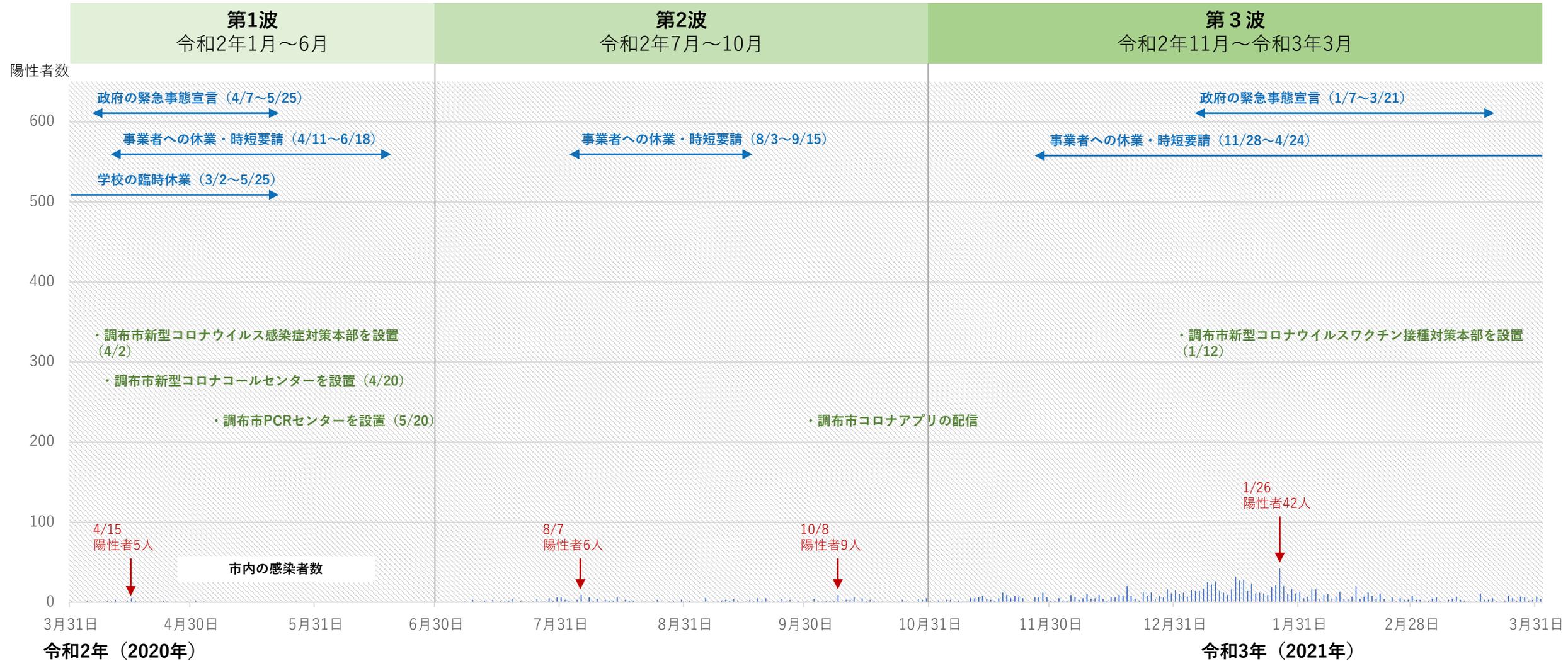
01 市内感染者数の推移

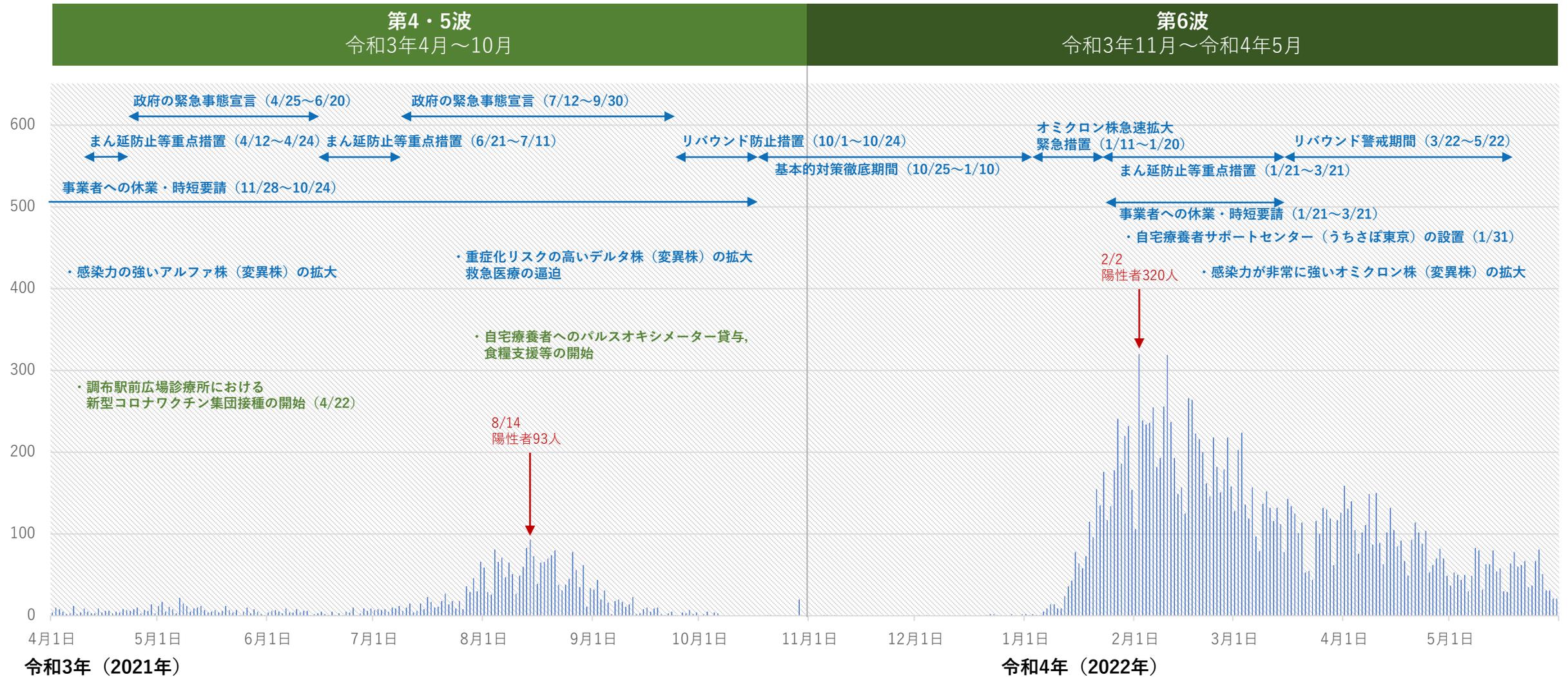
令和2年3月末日分から市内患者が公表され、第5波以降の感染症拡大期は、変異株の出現によりそれ以前の数倍の感染者が発生しました。

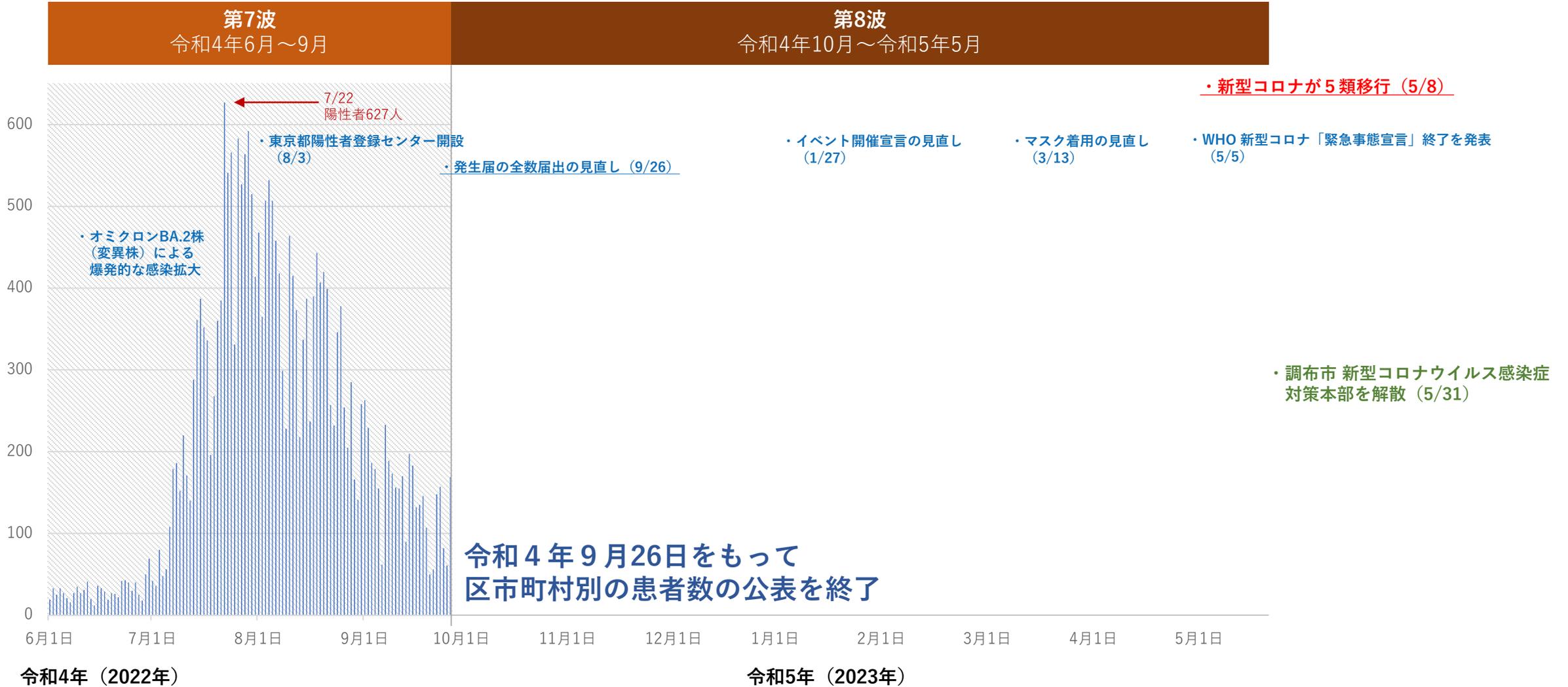


※令和4年9月26日から、全数届出が見直され、区市町村ごとの新規感染者数の公表は終了しました。ここでは、それまでの期間の数値を掲載しています。

02 「波」別の状況







03 国・東京都・市の動き

感染拡大前～第1波（R2.1～R2.6）①

国・社会全体	東京都	調布市
R2.1 <ul style="list-style-type: none"> 中国武漢で原因不明の肺炎発生 厚生労働省が注意喚起 新型コロナを指定感染症に指定 マスクや消毒薬の品切れが続出 	<ul style="list-style-type: none"> 都内初の感染者確認（1/24） 新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の動向について情報収集を開始
R2.2 <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校，高等学校，特別支援学校等における一斉臨時休校の通知 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ受診相談窓口・新型コロナ外来の開設 都主催イベント，都立施設の休止 	<ul style="list-style-type: none"> 調布市健康危機管理対策本部を設置（2/19） 「市が主催するイベント等の開催に対する対応方針」の発出 市立小・中学校の卒業式規模縮小を決定
R2.3 <ul style="list-style-type: none"> 東京オリンピック2020大会延期 海外渡航自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> 都立学校臨時休業（3/2～5/6） 都知事より夜間・週末の外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校臨時休業開始（3/2～） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する東京都知事会見（3/25）を受けた調布市長メッセージの発出 市公共施設全館の臨時休館に伴う利用停止，市主催イベントの中止・延期（3/26～5/31） マスク，消毒薬の市内各施設への配布 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休校に関連した児童の「居場所事業」の実施（3/9～3/25） 調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）策定（3/31）
R2.4 <ul style="list-style-type: none"> 7都府県に初の緊急事態宣言（4/7～5/6 ※のちに5/25まで延長，全都道府県に拡大） 全世帯に布マスク配布 	<ul style="list-style-type: none"> 都民へ外出自粛協力要請（4/7～5/25） 飲食店等への休業・時短要請（4/11～6/18） 宿泊療養施設の設置 東京都感染拡大防止協力金申請受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 調布市 新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（4/2） 市立小・中学校臨時休業期間を5/6まで延長 学童クラブ・ユーフォーの臨時休止及び特例措置（4/14） 庁用車による外出自粛を呼びかける市内広報巡回を実施（4/16～5/9） 市主催イベントの4月末までの自粛期間延期を決定 市報ちょうふ新型コロナ臨時号の発行（4/20） 市職員による市新型コロナコールセンターを設置（4/20） 市公園・遊具等の使用禁止（4/22） マスクの急速な品薄状況に対し市内企業や個人からマスクの寄付を受け，医療関係者，市立小・中学校関係者等に配布 市庁舎に新型コロナ対策啓発懸垂幕（4/22），調布駅前広場に啓発広告塔設置（4/24） 調布市防災教育の日（例年4月第4土曜日実施）の中止 市内事業者に対する市の融資あっせん制度を拡充 市職員の出勤制限（テレワーク，変則勤務対応等）



感染拡大前～第1波（R2.1～R2.6）②

国・社会全体

R2.5

- ・緊急事態宣言を5/31まで延期

R2.6

- ・都道府県をまたぐ移動の自粛要請を解除
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用開始

東京都

- ・都立学校の休業を5/31まで延期
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ「ステップ1」公表 5/26から段階的に緩和

- ・「ステップ2」「ステップ3」公表
- ・東京アラート発動（6/2～6/11）
- ・感染防止対策徹底宣言ステッカーの配布（6/19～）

調布市

- ・東京都と市で連携し、仙川駅商店街で外出自粛の呼びかけ活動を実施（5/2, 5/3）
- ・調布市の緊急対応「3つの柱」の提示（5/11）
- ・調布市PCRセンターの設置（5/20）
- ・「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン」の公表（5/26）
- ・妊娠中の市民にマスクを配布
- ・中学3年生以下の約2万世帯に商品券を送付する調布っ子応援プロジェクト（第1弾）の実施
- ・調布「STAY HOME」プロジェクト
- ・医療従事者への感謝をこめたブルーライトアップの実施（文化会館たづくり・調布駅前）



- ・市立小・中学校で分散登校を開始(6/1～),通常登校の再開（6/15～）
- ・保育園, 学童クラブ, 児童館の段階的再開
- ・調布市新型コロナウイルス感染症 緊急対応 第2版の公表（6/24）
- ・緊急事態宣言の解除を受けて市施設を制限付きで貸出再開
- ・調布市新型コロナウイルス感染症対策基金への積立
- ・給食米による食支援・ひとり親家庭支援を行う調布っ子応援プロジェクト（第2弾）の実施
- ・新しい生活様式の実践例等を記載したチラシを自治会等に配布
- ・調布国際音楽祭のオンライン配信（調布市文化・コミュニティ振興財団）
- ・地域経済回復に向けた意見交換を行う地域経済対策会議の第1回を開催
- ・調布花火の開催中止を決定（以降令和4年度まで中止）
- ・子育て世帯臨時特別給付金
- ・市立小・中学校の給食は、分散登校期間を目安に簡易給食（弁当容器）を提供



第2波 (R2.7~R2.10)

国・社会全体	東京都	調布市
<p>R2.7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GOTOトラベル開始 ・イベント参加人数上限を5,000人までに緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・都知事による感染拡大警報 (7/15) ・都知事による感染拡大特別警報 (7/30) ・東京都版CDC創設準備 ・保健所支援拠点の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた避難所開設訓練の実施 ・中小企業等新型コロナウイルス感染予防対策補助事業 (令和2年度) の開始 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>R2.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント参加人数上限5,000人を9月末まで継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給 ・「夜の繁華街への外出自粛」「と外への旅行や帰省の自粛」要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内民間企業から寄付いただいたN95マスクを調布市医師会に提供
<p>R2.9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菅内閣の発足 ・「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ専用医療施設の開設 ・宿泊療養施設の拡充 ・雇用安定化就業支援事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に調布市商工会長が新たに参加 ・調布市スーパープレミアム付き商品券事業の実施 ・調布市コロナアプリの配信開始 ・調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドラインの一部緩和等の見直し (9/25)
<p>R2.10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京iCDC」立ち上げ ・高齢者の季節性インフルエンザ予防接種補助事業 ・ペット同伴者用の宿泊療養施設の開設 ・「GoToトラベル」東京都への適用開始 ・「もっとTokyo」販売開始 ・「発熱相談センター」を開設 ・診療・検査医療機関の指定 (約2,400か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等家賃支援給付金事業の開始 <div style="text-align: right;">  </div>

第3波 (R2.11~R3.3)

	国・社会全体	東京都	調布市	
R2.11	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策分科会が対策強化について緊急提言 GoToトラベル対象から一部地域除外 	<ul style="list-style-type: none"> GoToEat一時停止 時短要請 (11/28~R3/4/24) 	<ul style="list-style-type: none"> 5市市長が語る地域自治体連携シンポジウム「新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組と今後の展望・課題」実施 (11/22) (一社) 武蔵府中法人会から児童館へ物品寄贈 	
R2.12	<ul style="list-style-type: none"> GoToトラベル全国一時停止 日本医師会が医療緊急事態を宣言 国内初の変異株検出 全ての国・地域からの新規入国一時停止 「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」自治体説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 都知事による「年末年始コロナ特別警報」 コロナ専用医療施設開設 「年末特別」中小企業・雇用就業対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 調布・歳末スクラッチ事業の実施 市役所本庁舎における年末年始休日夜間診療の実施 市報12/20号1面で調布市医師会長から市民に緊急メッセージ 	
R3.1	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言発出 (1/8~2/7) 外国人の新規入国停止 	<ul style="list-style-type: none"> 一都三県で緊急事態宣言の発出を政府に要請 保健所支援機能強化, 自宅療養者フォローアップセンターの対象地域拡大 「中小企業等による感染症対策助成事業」開始 	<ul style="list-style-type: none"> 調布市成人式の中止 調布市出初式の中止 市主催事業, 管理団体・指定管理者主催事業の休止 (1/8~2/7) 調布市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を設置 (1/12) GIGAスクール構想に基づく児童・生徒1人1台モバイル端末の運用開始 	
R3.2	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言延長 (2/8~3/7), 対象区域変更 医療従事者向けワクチン接種開始 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都, 区市町村, 医師会等によるワクチンチーム発足 集中的検査開始 	<ul style="list-style-type: none"> 市報2/20号に市のワクチン接種の方向性について掲載 	
R3.3	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言延長 (3/8~3/21) 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店対象「コロナ対策リーダー」事業開始 リバウンド防止期間 (3/22~4/11) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナワクチンコールセンターの設置 (3/5) 緊急事態宣言を踏まえた市の対応方針等の更新 (3/8) 	

第4波・第5波（R3.4～R3.10）①

	国・社会全体	東京都	調布市
R3.4	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言発出（4/25～5/11） 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の実施（4/12～24）23区の他、調布市を含む6市が指定される ワクチン集体会場として都有施設提供 自宅療養者への医療支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 23区・調布市を含む多摩6市におけるまん延防止等重点措置の実施（4/9～） まん延防止等重点措置を踏まえた調布市の対応方針を決定（4/12） 調布駅前広場診療所（ワクチン集団接種会場）の設置 新型コロナワクチン初回（1・2回目）接種の開始（4/22） 国立大学法人電気通信大学（以下「電気通信大学」という。）による、調布駅前広場診療所（ワクチン集団接種会場）及び市役所本庁舎の3密状態の見える化の共同実証実験（4/22～） 緊急事態宣言を踏まえた調布市の対応方針を決定（4/26）
R3.5	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言延長（5/12～6/20） 自衛隊大規模接種センターで新型コロナワクチン接種を開始（5/24～） 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種促進に伴う地域診療所等への協力金支給 中小事業者等月次支援給付金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> 市報新型コロナワクチン臨時号の発行（第2弾接種について）（5/16） 緊急事態宣言の延長を踏まえた調布市の対応方針を決定（5/11） 緊急事態宣言の再度延長を踏まえた調布市の対応方針を決定（5/31）
R3.6	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置発出（6/21～7/11） 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の実施（6/21～7/11） 回復期支援病院の確保 一定要件を満たした店舗で酒類提供可 飲食店等への協力金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナワクチン個別接種の実施（6/1～） 市報新型コロナワクチン臨時号の発行（第3弾接種について）（6/2） 文化会館たづくりにおける新型コロナワクチン集団接種の実施（6/10～） まん延防止等重点措置を踏まえた調布市の対応方針を決定（6/21） 中小企業等新型コロナウイルス感染予防対策補助事業（令和3年度）の実施
R3.7	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言発出（7/12～8/22） 東京2020オリンピック競技大会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 入院待機ステーション開設 大学と連携したワクチン大規模接種会場設置 飲食店等への休業・時短要請（7/12～9/30） 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言を踏まえた調布市の対応方針を決定（7/12） 市報新型コロナワクチン臨時号の発行（18歳以上の接種について）（7/13） 調布っ子応援プロジェクト（第3弾） 子育て世帯生活支援特別給付金～子育て家庭への生活支援事業～



第4波・第5波（R3.4～R3.10）②

国・社会全体	東京都	調布市
<p>R3.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言延長（8/23～9/12） ・重症者等以外の原則自宅療養 ・東京2020パラリンピック競技大会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都・調布市グリーンホールワクチン接種会場を設置し、教育関係者などを対象に接種を実施（8/3） ・酸素ステーション整備（都民の城） ・訪看ステーションと連携した自宅療養者への健康観察開始 ・妊婦等へのワクチン接種促進、支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市及び周辺5市連名で「二次保健医療圏（北多摩南部医療圏）内の臨時医療施設開設に関する緊急要望」を都知事に提出 ・電気通信大学における新型コロナワクチン集団接種の実施（8/1～9/25） ・自宅療養者への食糧支援・パルスオキシメーターの貸与事業開始 ・緊急事態宣言を踏まえた調布市の対応方針を決定（8/20） ・調布市プレミアム付き商品券事業（第1弾）の実施 ・ひとり親世帯臨時特別給付金 
<p>R3.9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の延長（9/13～9/30） ・政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」 	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素・医療提供ステーション整備（築地・調布） ・都大規模接種会場対象を拡大 ・飲食的経営基盤強化への支援 ・繁華街や高齢者施設等における戦略的・集中的な検査の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言を踏まえた調布市の対応方針を決定（9/13） ・東京都オリンピック・パラリンピック準備局調布庁舎（味の素スタジアム内）に酸素・医療提供ステーション設置（9/18～）に伴う周知 
<p>R3.10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸田内閣発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・リバウンド防止措置（10/1～10/24） ・飲食店等の時短要請（10/1～10/24） ・大規模接種会場の増設（東京ドーム等） ・認証店のみ酒類提供可（10/1～） ・非認証店も酒類提供可（10/25～） ・感染防止対策を徹底した部活動の実施、修学旅行等の延期 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の解除を踏まえた調布市の対応方針を決定（10/1） ・新型コロナワクチンの予約なし接種を調布駅前広場診療所で実施 ・東京都の基本的対策徹底期間における調布市の対応を決定（10/25） ・調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドラインを改定（10/25）

第6波 (R3.11～R4.5)

	国・社会全体	東京都	調布市
R3.11	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株を懸念される変異株に位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> 「3つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼 TOKYOワクションアプリ開始 (11/1) 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス決済ポイント還元事業 (第1弾) の実施 調布市プレミアム付き商品券事業 (第2弾) の実施 東京都主催の新型コロナウイルス感染症モニタリング検査を調布駅前広場で実施開始 東京都の基本的対策徹底期間における調布市の対応を決定 (11/29) 調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドラインの改定 (11/29)
R3.12	<ul style="list-style-type: none"> アプリによるワクチン接種証明開始 	<ul style="list-style-type: none"> 高機能型酸素・医療提供ステーション (旧赤羽中央総合病院) 設置 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナワクチン追加 (3回目) 接種の開始 調布市医師会による自宅療養者支援体制の強化 (12/1～) 子育て世帯臨時特別給付金
R4.1	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置(1/21～3/21) 5～11歳へのワクチン接種実施を承認 濃厚接触者待期期間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出自粛を要請 都庁南展望室ワクチン接種センター開設 (1/26) 自宅療養サポートセンター (うちさぼ東京) の開設 (1/31) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の基本的対策徹底期間及びオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応を踏まえた調布市の対応方針の決定 (1/12) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の実施 まん延防止等重点措置を踏まえた調布市の対応方針を決定 (1/21) 調布市新型コロナ自宅療養者支援センターでの支援を開始
R4.2		<ul style="list-style-type: none"> 立川南ワクチン接種センター開設 (2/1), 医療機能強化型, 妊婦支援型, 高齢者等医療支援型の臨時医療施設を整備 (2/19) 東京都神代植物公園ワクチン接種会場を設置し, 自力の移動が困難で介助者が運転する車で来場する18歳以上を対象に接種を実施 (2/27) 抗原定性検査キットの配布開始 (2/8) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信大学における新型コロナワクチン集団接種の実施 (2/21～4/4) 調布市グリーンホールにおける東京都PCR等検査無料化事業の実施 (2/2～3/30) 【木島平村×調布市】新型コロナウイルス感染症終息祈願花火の打ち上げ (2/4)
R4.3	<ul style="list-style-type: none"> リバウンド警戒期間 (3/22～4/24) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業復活支援金等を受給した方のための緊急支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナワクチンの小児 (5～11歳) への接種開始 (3/5～) まん延防止等重点措置再延長を踏まえた調布市の対応方針を決定 (3/7) リバウンド警戒期間における調布市の対応方針を決定 (3/23) 調布っ子応援プロジェクト(第4弾)～食と学びの応援事業～

第7波（R4.6～R4.9）

	国・社会全体	東京都	調布市
R4.4	<ul style="list-style-type: none"> ・リバウンド警戒期間（4/25～5/22） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、障害者施設向けに専用相談窓口の開設及び即応支援チームの派遣を開始（4/28） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチンの小児（12～17歳）への接種開始（4/4～） ・リバウンド警戒期間(延長)における調布市の対応方針を決定（4/25）
R4.5		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底と感染を拡げないための行動等を依頼 ・認証店の人数制限は終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の実施 ・リバウンド警戒期間後（5月23日以降）の調布市の対応方針を決定（5/23）
R4.6		<ul style="list-style-type: none"> ・酸素・医療提供ステーション（調布庁舎）の後継施設として、酸素・医療提供ステーション（立川）を開設（6/21） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン追加（4回目）接種の開始 ・中小企業等新型コロナウイルス感染予防対策補助事業（令和4年度）の実施
R4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応を決定 ・4回目接種対象者拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等医療支援型施設を世田谷玉川（7/21）・渋谷（7/31）に開設 ・感染拡大時療養施設（高松）の運用を開始（7/27） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調布LINE公式アカウントサービスの開始（新型コロナ関連情報のメニュー含む） ・新型コロナワクチン 12～17歳に3回目接種を開始 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（調布市独自）の実施 ・子育て世帯生活支援特別給付金
R4.8		<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者向け抗原定性検査キットの配布を開始（8/1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調布駅前広場診療所での新型コロナワクチン集団接種を終了
R4.9	<ul style="list-style-type: none"> ・発生届の全数届出の見直し（9/26） 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗原検査キットの無料配布対象を全年齢に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の市区町村別感染者公表終了に伴い、市内感染者情報の公表を終了

第8波 (R4.10～R5.5)

	国・社会全体	東京都	調布市
R4.10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国者の入国要件緩和等, 水際対策の緩和 (10/11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都陽性者登録センター」の受付時間を24時間に拡大 (10/20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市役所診療所 (ワクチン集団接種会場) の設置 ・ 新型コロナ オミクロン株対応ワクチン, 乳幼児 (6か月～4歳) の接種開始
R4.11			<ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市の感染拡大防止の対応方針を決定 (11/28) ・ 調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドラインの改定 (11/28) ・ 調布っ子応援プロジェクト(第5弾)～キャッシュレス決済ポイント付与事業～
R4.12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法一部改正 (特例臨時接種の法的根拠廃止等) (12/9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等医療支援型療養施設 (立飛・高松) を宿泊療養施設に転換 (12/1) ・ 「東京都臨時オンライン発熱診療センター」の解説 (12/12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュレス決済ポイント還元事業 (第2弾) の実施
R5.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催制限緩和等, 基本的対処方針変更 (1/27) ・ 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更等の方針 (1/27) 		
R5.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用の見直し方針の提示 (2/10) 		
R5.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用の見直し方針 (3/13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用を個人の判断に変更 (3/13) ・ 有楽町駅前地下ワクチン接種会場, 立川南ワクチンセンター運営終了 (3/31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のマスク着用の見直し方針に基づき, 市においても着用は個人の判断に委ねることを基本に見直し ・ 調布市の感染拡大防止の対応方針の決定 (3/13) ・ 調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドラインの改定 (3/13)
R5.4		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都民・事業者への要請・協力依頼及び東京都新型コロナウイルス対策本部の終了を決定 (4/28) 	
R5.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナの感染症法の分類を5類に移行 (5/8) ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔離のための宿泊療養は終了 (5/7), 高齢者・妊婦支援型を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナの感染症上の分類が5類に移行することを受け, 以降後の市の対応方針を決定 (5/2) ・ 調布市新型コロナウイルス感染症対策本部の終了 (5/31) ・ 調布市立学校における感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症) を廃止 (5/7) ※策定後10回改訂
R5.7			<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュレス決済ポイント還元事業 (第3弾) の実施 ・ 調布っ子応援プロジェクト(第6弾)～キャッシュレス決済ポイント付与事業～

第2章

対策会議の設置と市の対策方針

01 調布市健康危機管理対策本部会議の設置

令和2年1月、東京都内で初の新型コロナ患者が報告されました。強い感染力や重篤な肺炎などの症状をもたらすとされる未知の感染症が身近なところまで迫っていることから、市民にも不安が広がりつつありました。

このことを受け、市は、令和2年2月に市長を本部長とする「調布市健康危機管理対策本部会議」を設置し、新型コロナに係る国・東京都などからの情報の収集、調布市医師会ら識者からの意見集約、イベントの実施可否、経済的影響、職員の対応等について集中的に検討を行い、逐次方針を決定しました。

調布市健康危機管理対策本部会議

市民の生命及び健康の安全を脅かす公衆衛生上の緊急事態に対し、被害の拡大の防止、発生の予防等に取り組むため設置します。本部長（市長）・副本部長（副市長）・本部員（教育長、各部長、東京都多摩府中保健所長、調布市医師会長）で構成します。

調布市健康危機管理対策本部会議連絡会

令和2年1月29日に、福祉健康部次長、関係する各課長により、感染症の予防対策に向けた情報共有・意見交換を実施しました。

▼調布市健康危機管理対策本部会議 開催内容

回	開催日	議題
1	令和2年2月19日	国や東京都等の状況や市の対応状況の情報共有
2	令和2年2月20日	新型コロナウイルス感染症対策区市町村連絡調整会議の報告を受けイベントの開催や職員の感染予防対策について検討
3	令和2年2月21日	厚生労働大臣の会見を受けイベントの開催検討
4	令和2年2月26日	専門家の意見を伺い、市が主催するイベント等の開催に関する対応方針を決定
5	令和2年3月10日	予定されている新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を踏まえた市の対応を検討 市が主催するイベント等の開催に関する対応方針の期間を当面3月末まで延長することを決定
6	令和2年3月12日	市が主催するイベント等の開催に関する対応方針を改定、国がクラスターの発生を防止するために示した内容を追加し改定（4月30日まで）
7	令和2年3月16日	市職員の新型コロナ感染への対応、経済的影響による経営相談等への対応強化を検討
8	令和2年3月26日	3月25日に東京都知事が感染者の爆発的な増加を防ぐため記者会見、市の対応を検討
9	令和2年3月30日	新型コロナの感染拡大に関する今後の対応等について（市施設の利用等の休止、市主催イベントの自粛など）

02 調布市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和2年3月、国は初の「緊急事態宣言」の発出を検討し、3月25日の都知事会見で「感染爆発の重大局面」というコメントが示されました。

新型コロナの感染状況が一段と深刻化していることに伴い、市は「調布市健康危機管理対策本部」（→前ページ）を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行させ、令和2年4月2日付けで「調布市新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、市として必要な対策をより機動的かつ迅速に講じるための体制を構築しました。

対策本部は感染の拡大や重要事項の審議など状況に応じ随時開催し、新型コロナに係る市の対策について、調布市医師会、調布警察署、調布消防署及び調布市商工会と市特別職・市各部の連携体制の下、国や東京都の状況に関する情報共有を図るとともに、市の対応等を協議し、迅速な意思決定を図りました。

調布市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（調布消防署、市各部長職）、アドバイザー（調布市医師会、調布警察署、調布市商工会）により構成します。

令和2年4月2日に開設し、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の感染症法の類型移行により、国及び東京都の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されたことに伴い、令和5年5月31日の第39回会議をもって対策本部を廃止しました。

▼調布市新型コロナウイルス感染症対策本部 開催内容

回	開催日	議題
1	令和2年4月2日	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部を設置 国・東京都等の動向、市の対応状況の情報共有 小・中学校の再開、施設の貸出・開館、イベント等の開催について協議
2	令和2年4月7日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言を見据え市の対応状況等について協議 国・東京都等の動向について情報共有
3	令和2年4月10日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の発出、東京都の緊急事態措置等の実施を受け、感染拡大防止に必要な対応等を協議 市独自のコールセンター設置やテレワーク実施等について検討 市の取組状況（懸垂幕の作製、調布駅前広場への広告塔の設置、窓口防護措置等）について確認
4	令和2年4月21日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の発出及び緊急事態措置等の実施から約2週間が経過するなか、国・東京都の動向について情報共有 市の取組状況（マスク等の購入・配布、AIチャットボットの試行導入、庁用車による外出自粛放送等）について確認
5	令和2年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> 大型連休中の感染防止対策のほか、緊急事態宣言の期間延長に向けた動向等を踏まえた対応等について検討・協議 市の取組状況（公遊園遊具の使用禁止措置、自治会への啓発用チラシの配布、東京都と連携した取組等）について確認

回	開催日	議題
6	令和2年5月6日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の期間延長を受け、今後の市の対応について協議 市の取組状況（特別定額給付金の対応、連休期間中の庁用車による外出自粛放送、PCRセンターの検討等）について確認
7	令和2年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の区域変更（39県で解除）及び東京都の緊急事態措置等に関わる方針等の決定を受け、市の対応について協議 市の取組状況（調布市PCRセンターの概要、特別定額給付金の対応、市の緊急対応等について確認）
8	令和2年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の解除及び東京都の緊急事態措置等の終了を受け、この間臨時休業や一部サービスの休止を実施していた市内の公共施設等に関する開館・利用再開、今後の感染拡大防止に必要な対応等について協議・確認
9	令和2年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> この間における市の緊急対応の取組、市内の公共施設等の開館・利用再開状況、今後の感染拡大防止に必要な対応等について協議・確認
10	令和2年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 感染者数が増加していることを踏まえ、国・東京都の動向、多摩府中保健所管内の各市感染者数及び新規感染者数等について協議・確認
11	令和2年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> 調布市医師会長による新型コロナウイルス感染症に関する専門知識及び現場体験に基づく講話のほか、11月末までの催物の開催制限等について確認
12	令和2年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の解除を受け、緊急事態宣言の解除に伴う市の対応方針等について確認

回	開催日	議題
13	令和2年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 感染者数が急増していることを踏まえ、国・東京都の動向、調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドラインの改訂、ワクチン接種体制整備等について協議・確認
14	令和3年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の発出、東京都の緊急事態措置等の実施を受け、感染拡大防止に必要な対応等について協議、ワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について確認
15	令和3年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の延長を受け、東京都の緊急事態措置等の内容、ワクチンの接種体制の確保について確認
16	令和3年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の延長を受け、東京都の緊急事態措置等の内容、ワクチンの接種体制の確保について確認 緊急事態宣言を踏まえた市の対応方針等について確認
17	令和3年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の解除を受け、緊急事態宣言の解除に伴う市の対応方針等について確認
18	令和3年4月13日	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向、市の対応状況（高齢者ワクチン接種対応、PCRセンター状況）について情報共有
19	令和3年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> 3回目の緊急事態宣言を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 PCRセンターの一時休止、公共施設の利用休止について確認

回	開催日	議題
20	令和3年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の期間延長を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 市の取組状況（ワクチン個別接種の開始、施設利用の休止、制限、中小企業支援等）について確認
21	令和3年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の期間再延長を受け、今後の市の対応について協議 市の取組状況（高齢者ワクチン接種終了時期、ワクチン個別接種、公共施設利用制限の継続等）について確認
22	令和3年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言からまん延防止等重点措置への移行を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 市の取組状況（基礎疾患を有する方のワクチン予約、施設利用人数の制限、オリンピック関係イベントの中止）等について確認
23	令和3年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> 4回目の緊急事態宣言の発出を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 市の取組状況（電気通信大学を会場としたワクチン大規模接種、オリンピック現地観戦の中止等）について確認
24	令和3年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の再延長決定を受け、市の対応について協議 デルタ株に関して情報共有 市の取組状況（調布駅前広場診療所のワクチン集団接種予約開始、在宅療養者支援、設備・イベントの制限等）について確認

回	開催日	議題
25	令和3年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言の再々延長を受け、市の対応について協議 東京都による味の素スタジアム内での酸素・医療提供ステーションの設置、市の体制、整備について確認
26	令和3年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除から、東京都のリバウンド防止措置への移行を受け、今後の感染拡大防止に必要な対応等について協議・確認
27	令和3年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都のリバウンド防止措置期間が終了し基本的対策徹底期間への移行を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 市の取組状況（施設利用の再開、ワクチン接種状況等）について確認
28	令和3年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の基本的対策徹底期間の継続を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有
29	令和4年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都のオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応を踏まえ、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有
30	令和4年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> 国のまん延防止等重点措置を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 市の取組状況（ワクチン3回目接種体制、施設利用・イベントの制限等）について確認
31	令和4年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> 国のまん延防止等重点措置の延長を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 ワクチン集団接種日程（調布駅前広場診療所、電気通信大学）について確認

回	開催日	議題
32	令和4年3月7日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 国のまん延防止等重点措置の再延長を受け、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有
33	令和4年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都のリバウンド警戒期間における取組を踏まえ、今後の市の対応について協議 市の取組状況(イベント・施設利用の対応、ワクチン接種状況等)について確認
34	令和4年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都のリバウンド防止措置期間が延長されたことを踏まえ、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向、市の対応方針(学校施設開放等)について情報共有
35	令和4年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都のリバウンド防止措置期間が終了したことを踏まえ、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 リバウンド警戒期間における市の対応方針について情報共有
36	令和4年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の感染拡大防止の取組が発表された以降の、市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 市の感染拡大防止の対応方針について情報共有 12月から医師会と連携し、自宅療養者医療支援チームを再開
37	令和5年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> 国から示されたイベント開催制限やマスク着用の考え方の見直し等の方針を踏まえ、今後の市の対応について書面配布にて情報共有 国・東京都等の動向について情報共有 市の感染拡大防止の対応方針及び公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドラインについて報告

回	開催日	議題
38	令和5年5月2日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行決定されたことを踏まえ、今後の市の対応について書面配布にて情報共有 国・東京都等の動向、5類移行後の市の対応について情報共有
39	令和5年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 5類移行後のゴールデンウィーク明けの感染状況を踏まえ、今後の市の対応について協議 国・東京都等の動向について情報共有 5類移行後の市の感染状況、ワクチン接種について情報共有

The screenshot shows the Chofu City website with a news article titled "新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う変更" (Changes accompanying the transition of COVID-19 to Category 5). The article text states that from May 8th (Sunday), the classification of COVID-19 will change from Category 2 (equivalent to Influenza) to Category 5. It also mentions that the number of infections will be tracked at specific points.

主な変更点	5月7日(日曜日)まで	5月8日(月曜日)から
分類	新型インフルエンザ等感染症(2類相当)	5類感染症
感染者の把握	全数把握	定点把握

03 調布市の対策方針 「感染症（緊急）対応 3つの柱」

新型コロナの感染拡大が続く中、適宜適切に施策を講じるよう努めてきましたが、終息は見えず、新型コロナ対応は長期化することも想定されました。

体系的・戦略的に新型コロナと向き合うため、市は令和2年5月に、「緊急対応 3つの柱」（のちに「感染症対応 3つの柱」として更新）を基軸として、市民一人ひとりの命と健康、安全と安心を守ることを第一に、市民生活や地域経済への影響を把握していく中で、国や東京都の緊急対策の実施をはじめ、関係機関との連携のもと、さまざまな対策に取り組むことを宣言しました。

※市の具体的な取組

- ①発熱外来
発熱外来設置医療機関への支援、PCR検査センターに患者を紹介した発熱外来医療機関への助成
- ②PCR検査
調布市PCRセンター（→P.33）の設置
- ③陽性者の治療・療養
新型コロナ患者の入院を受け入れた市内医療機関への整備費の支援等

第1の柱

感染症の拡大防止に向けた取組

感染症の拡大防止に向けた行動（不要不急の外出自粛や「3つの密」の回避など）をより一層徹底していただくよう、適時適切な情報提供・情報発信に取り組めます。

地域の医療体制を支援するとともに、調布市医師会や多摩府中保健所などの関係機関と連携し、感染症の拡大防止に向けた対策に取り組めます※。

（追加更新項目）新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、必要な体制を整備します。

第2の柱

市民生活及び子どもたちへの支援

感染症拡大の長期化などにより、生活に不安を抱える市民に寄り添い、市民生活を支えるため、国や東京都、関係機関と連携しながら支援策に取り組めます。

感染症拡大防止に取り組む環境の中で、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、子育て家庭を支援します。

（追加更新項目）コロナ禍で孤独や孤立など様々な困難を抱える女性や若者、高齢者などへの相談支援に取り組めます。

第3の柱

地域経済への支援

調布市商工会と連携し、感染症拡大の影響を受けている市内中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口を設置し、経営や事業資金に関する相談に対応します。

市内事業者の事業継続に向け、国や東京都の緊急対策と連動しながら、調布市商工会や商店会などと連携し、支援策に取り組めます。

第3章

感染症対策 第1の柱 感染症の拡大防止に向けた取組①
市民への医療的対策

01 検査体制の構築

新型コロナの患者が都内でも広がり始めた令和2年4月、調布市新型コロナウイルス感染症対策本部（→P.27）でも、多摩府中保健所や感染症指定病院など医療提供体制のひっ迫した状況や、感染経路が不明の感染者が増えている状況が報告され、地域におけるPCR検査センターの設置検討の必要性などについて意見がありました。

市としては、可能な限りの医療体制の保持と運営に関して、行政としてできる限りのすべての事を成し遂げるように協力体制を構築することを最優先に急ピッチで進め、東京都や調布市医師会とも連携し、近隣住民の方の協力を得ながら、令和2年5月20日に**調布市PCRセンター**を開設しました。

調布市PCRセンターは、医師・看護師（医師会）、事務・誘導（市職員）の複数体制で、輪番で実施し、受診する方は医療機関での受診後、自家用車でセンターまでお越しいただき、ドライブスルー形式で検査を行いました。また、民間救急事業者による送迎車を準備し、自家用車の手配ができない方への検査を実施しました。

特に感染拡大初期は、保健所や医療機関の検査対応も困難であったことから、大きな効果を発揮しました。

▼調布市PCRセンターの実施状況

年度	調布市PCRセンター実施回数（回）	調布市PCRセンター検査数（人）
R2	90	680
R3	5	12

主に小児を対象とした出張PCR検査の実施

新型コロナ拡大初期は、保育園等におけるクラスター発生や、小児科系医療機関における患者急増により診療が困難になる事案が発生しました。このため、調布市医師会の医師・看護師の協力を得て、保育園等への出張PCR検査を実施するとともに、調布市役所庁舎の敷地内に仮設の検査場を設置し、ドライブスルー形式による夜間の出張PCR検査を実施しました。



▼主に小児を対象とした出張PCR検査の実施状況

年度	市施設		市役所敷地		学校		保育園・幼稚園	
	実施数	検査数	実施数	検査数	実施数	検査数	実施数	検査数
R2							8	158
R3	3	19	16	211	2	34	23	394
R4			45	545				

02 高齢者・障害者施設等におけるPCR検査，補助等

障害者施設におけるPCR検査

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，市内障害者通所施設等が職員や利用者に対してPCR検査等を実施した場合に要する経費を補助しました。

▼障害者施設におけるPCR検査実績

年度	施設数（箇所）	職員（人）	利用者（人）
R2	22	522	590
R3	50	1,946	3,843
R4	45	1,336	3,782
R5	28	123	1,622

高齢者施設におけるPCR検査

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，市内高齢者施設が職員や利用者に対してPCR検査等を実施した場合に要する経費を補助しました。

▼高齢者施設におけるPCR検査実績

年度	職員（人）	利用者（人）	合計（人）
R2	199	193	392

保育施設等における感染拡大防止事業補助金

保育施設や幼稚園等において，マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止用の備品等を購入した費用について補助金を交付しました。

▼保育施設・幼稚園等における衛生用品・感染防止備品購入費補助実績

年度	施設数（箇所）
R2	107
R3	109
R4	106
R5	39

介護施設及び障害者施設従事職員支援事業（令和2年度）

新型コロナウイルスが感染拡大するなか，介護等サービスの提供に御尽力をいただいている介護施設等従事職員に対して，感謝の意を込め，ギフトカードとメッセージカードを合計3,770人に贈呈しました。

市立障害者入所施設への簡易陰圧装置の設置

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，市が設置する障害者入所施設に，感染者の隔離対応のための簡易陰圧装置を設置しました。

03 東京都による無料PCR検査の実施

令和3年11月頃から始まった「第6波」において拡大した変異株のオミクロン株は感染力が極めて強く、抗原検査キットなども品切れ状態が続き、医療機関も逼迫して検査等を受けることが困難となりました。

このため、東京都は令和3年12月から「東京都PCR等検査無料化事業」を開始し、希望する都民が無料でPCR検査を受けられる会場を設置することとしました。無料PCR検査は、検体を検査センターに送付して分析するため判定に時間を要しますが、抗体検査キットによる自己検査と比べて検査の精度が高く、自覚症状がないものの、罹患された方との接触があったり、旅行や帰省の前に無自覚のまま罹患していないかを検査したい方などを受け入れることで、感染拡大の抑制につなげました。

市内でも薬局など民間施設等に設置が始まっていましたが、市も、より多くの市民に検査の機会を提供するために、改修工事中だった調布市グリーンホールの作業等を調整することにより、令和4年2月2日から3月30日までの間、概ね週6日間、調布市グリーンホール小ホールを東京都の無料PCR等検査会場として開放することとしました。

調布駅前広場の検査会場では、インターネットによる申込を可能としたほか、専用コールセンターも開設され、最大で一日300人以上の方が無料でPCR検査を受けることができる体制を確保し、市内医療機関の負担軽減にもつながりました。

令和4年4月以降も、調布駅前広場に仮設テントを設置して無料検査事業が継続されたほか、その後市内に複数の検査会場が設置されたことで、市民の不安や感染拡大の防止に貢献しました。

▼調布駅前における東京都モニタリング検査会場（のちに無料PCR検査会場）



04 東京都による酸素・医療提供ステーションの設置

臨時医療施設開設の緊急要望

令和3年8月頃に発生した「第5波」において、感染力が強いデルタ株の拡大により患者が急増し、特に呼吸器系に基礎疾患がある方が重篤化する事態が頻発し、救急体制の逼迫や、医療機関も病室や機材が不足する事態におかれました。

重篤化しても適切な医療を受けられず、やむなく自宅療養する患者が急増する事態を受け、令和3年8月に東京都市長会から東京都知事宛に「新型コロナウイルス感染急拡大から市民を守るための緊急要望」が提出されました。

さらに、同月に北多摩南部医療圏に属する6市（武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市）の市長名で、東京都知事に「二次保健医療圏（北多摩南部医療圏）内の臨時医療施設開設に関する緊急要望」を提出し、臨時医療施設の複数の形態のうち可及的速やかに開設可能な施設を北多摩南部医療圏内に設置することを求めました。

味の素スタジアム内に酸素・医療提供ステーションを設置

東京都は、令和3年8月に旧国立児童館こどもの城の跡地に「都民の城」酸素ステーションを設置しました。

臨時医療施設開設に関する緊急要望の提出翌月の9月18日に、東京都は味の素スタジアム内のオリンピック・パラリンピック準備局調布庁舎に、多摩地区初となる酸素・医療提供ステーションを設置しました。

酸素ステーションは、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者で、自ら救急搬送を要請した方のうち、軽傷と判断された方を一時的に受け入れ、常駐する医師が、必要に応じて酸素投与等を実施する施設です。医師及び看護師は24時間常駐し、患者は症状が落ち着いたら自宅へ帰宅します。

自宅療養中の患者で自ら救急搬送を要請した方のうち、軽症等の方を一時的に受け入れ、酸素や抗体カクテル療法を行うなど、逼迫する医療機関の支援を行いました。

▼酸素ステーション（味の素スタジアム内 調布庁舎）



また、この施設では、患者の入所の際には東京消防庁の救急車や感染症対応の特殊車両で搬送し、退所の際も陰圧タクシーや民間救急車等で病院や自宅等に搬送するなどの対応を行いました。

施設の運営に当たっては、調布市医師会の医師の方々も協力して診療などの対応を行い、自宅療養者の重症化予防や不安の軽減に貢献しました。

調布市自宅療養者支援センターの設置

令和3年末から急激に拡大した「第6波」において、従前のデルタ株よりも感染力が大幅に強い変異株「オミクロン株」が流行したことにより、医療機関は再び逼迫状態におかれ、さらに多くの自宅療養者が発生しました。

保健所による患者のサポートや東京都の物資支援も滞りがちとなり、多摩府中保健所管内で新規患者発生数が一日100件を超えた場合は保健所から各市に協力依頼がなされることとなりました。このことを受け、市は令和3年12月、福祉健康部健康推進課内に「調布市自宅療養者支援センター」（以下「自宅療養者支援センター」という。）を設置しました。

自宅療養者支援センターでは、食料品等の支援及びパルスオキシメーターの貸与を継続するとともに、新たにごみ対策課との協働により、食料品等の配達時に燃やせるごみ指定収集袋の配布を行い、食料品等の配達時にご本人の安否確認をするとともに、状況に応じて保健所へ健康観察を依頼しました。

自宅療養中の市民からの相談支援を継続して実施したほか、感染拡大期には多摩府中保健所からの要請に伴い、令和4年1月13日から保健所の支援対象である高齢者を除く、自宅療養者全員に対し、自宅療養者支援センターから電話によるプッシュ型の生活相談とサービス案内を開始しました。その後、新型コロナウイルス感染症発生届の届出対象が高齢者等に限定されたことに伴い、令和4年9月末でプッシュ型相談支援を終了しました。

食料等の配送は延べ1,000件以上、電話による支援は10,000件以上に達し、不安の中で闘病される市民の支援に全力を尽くしました。

市内事業者の継続した協力によるパッケージング・配達

令和3年12月からの支援物資の調達及びパッケージングには、継続して調布駅前商店街の皆様のご協力を得て、真冬の酷寒の中献身的に作業いただき、健康推進課の倉庫や市の防災倉庫に保管しました。

▼支援物資のパッケージング



配達に関しては、市職員その他、一般社団法人調布市市民サービス公社のご協力も得て、自宅療養者の自宅前まで配達を行うとともに、担当者から自宅療養者に電話連絡し、安否確認も含めて対応しました。

06 広報・啓発

市報・市ホームページ

毎月5日と20日に全戸配布している市報において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国・東京都・市の対応，自身の体調管理や行動等について情報発信や啓発を行い，市民の不安軽減にも努めるとともに，状況に応じ臨時号を特別発行しました。

▼市報R2.4.20号



▼市報R2.4.20号臨時号



▼市報R2.5.5号



▼市報R2.5.20号



▼市報R2.7.5号



▼市報R2.7.20号



▼市報R3.1.1新春号2～3面



▼市報R3.1.20号



▼市報R3.2.5号



▼市報R4.2.5号



防災行政無線・青色防犯パトロール

市の防災行政無線や青色防犯パトロールを活用し、不要不急の外出の呼びかけ等を実施しました。

市ホームページ

市ホームページでも新型コロナ関連の情報をなるべくトップページのわかりやすい場所にコンテンツを配置したほか、市内の感染者情報などを随時更新し、市民に必要な情報が届くよう配慮しました。

調布市
Chofu City

市内の新型コロナウイルス感染症の状況(9月24日発表)

2020年9月24日 更新

調布市は令和2年4月1日から市区町村別の新型コロナウイルス感染症患者数の公表を開始しました。調布市でもそれに基づき患者数を公表することになりました。

その際、東京都は市区町村別の感染者の発生を、発症日からの感染発生状況(年代別・性別・発症場所)について、毎週(月曜)の朝、市の場合は毎週(月曜)の朝、原則として各市区町村に情報提供することになりました(東京都の感染症発生動向調査報告書(感染症発生状況報告)の「市区町村」欄において提供された情報に基づき公表することになりました)。

新型コロナウイルス感染症発生状況(9月24日発表)

【9月24日発表】(注)1. 調布市において感染者が確認された場合は、新型コロナウイルス感染症発生状況(9月24日発表)の欄に発表しています。東京都においては、感染症発生状況(9月24日発表)に発表されたこと、またプライマリ―報道の観点から、各市区町村の感染者の発生状況(発症日、発症場所)は公表していません。2. 発症場所の調査と把握状況は、東京都において提供されています。

【9月24日発表】 入院、退院患者、検査実施、入浴施設等の状況(人数です。感染者発生は、感染症発生状況(9月24日発表)に発表されています。

【9月24日発表】 入院、退院患者、検査実施、入浴施設等の状況(人数です。感染者発生は、感染症発生状況(9月24日発表)に発表されています。

【9月24日発表】 入院、退院患者、検査実施、入浴施設等の状況(人数です。感染者発生は、感染症発生状況(9月24日発表)に発表されています。

調布市内感染者数・退院者数(日別)

公表日	新たに発生した感染者数	累計感染者数	累計退院者数(うち退院済者数)	現在の感染者数
9月24日(9月23日時点)	1人	193人	156人	37人
9月23日(9月22日時点)	1人	192人	156人	36人
9月22日(9月21日時点)	1人	191人	156人	35人
9月21日(9月20日時点)	5人	190人	154人	36人
9月20日(9月19日時点)	2人	185人	154人	31人
9月19日(9月18日時点)	5人	183人	154人	29人
9月18日(9月17日時点)	1人	178人	154人	24人
9月17日(9月16日時点)	3人	177人	154人	23人
9月16日(9月15日時点)	1人	174人	152人	22人
9月15日(9月14日時点)	0人	173人	143人	30人
9月14日(9月13日時点)	2人	173人	141人	32人
9月13日(9月12日時点)	4人	171人	140人	31人
9月12日(9月11日時点)	2人	167人	139人	28人

調布市コロナアプリ

スマートフォン等で新型コロナに関する市の情報を確認できるアプリを、市内企業(株)OpenDNAとの協働で配信しました。



各種SNS等

調布市の公式X(旧Twitter)やLINEなどで、新型コロナやワクチン接種等の情報を随時掲載しました。



第4章

感染症対策 第1の柱 感染症の拡大防止に向けた取組②
関係団体と連携した対策

01 東京都との連携

東京都は、これまでの対策の総括において「新型コロナウイルス感染症対策の基本スタンス」の1つに、下記を挙げています。

**何よりも大切な都民一人ひとりの命と健康を守るため
国、区市町村、保健所、医療機関等と連携し
東京の総力を挙げて感染拡大を防止**

未知の新興感染症の拡大に対し、状況を的確に把握し、有効な対策を講じるためには、関係機関との有機的な連携と、広域の東京都、基礎自治体である市それぞれの役割・優先順位を明確にし、情報共有体制を整備する必要がありました。

東京都による現状の分析、相談・検査体制、医療提供体制、宿泊療養施設・自宅療養者支援、ワクチン接種促進、事業者・飲食店への要請、社会経済活動維持等のさまざまな取組を受け、市も市民や市内事業者に直接支援を行う立場から、対応を協議し、市としての取組を継続しました。

また、オンライン会議などを活用しつつ、日々発信される国・東京都からの指示・情報を受け、各種支援の実施や、市民への速やかな情報提供に努めました。

東京都の各種支援事業

東京都は、状況に応じた機動的な補正予算対応などにより、医療機関支援、介護・障害・児童福祉施設等への支援、企業等への支援、飲食店の休業等に伴う協力金、妊産婦等への支援、自宅療養者支援や、PCR検査等の支援を行うとともに、東京都によるPCR検査会場設置への協力など、市民を守るための取組を連携して進めました。

自宅療養者の個人情報共有

令和3年7月から10月頃に発生した、いわゆる「第5波」においては、感染力が強く重症化リスクの高い変異株（デルタ株）への置き換わりが急速に進行したことにより、救急医療も逼迫し、多数の自宅療養者が生じ、東京都・都内保健所だけでは対応が困難となりました。

これを受け、東京都は令和3年9月に、区市町村長宛に「自宅療養者等に対する支援活動のための新型コロナウイルス感染症陽性者の個人情報の提供に係る同意書の提出について」を発出し、市においても市内の自宅療養者支援に向けたプッシュ型の対応を東京都と連携して行うこととしました。

02 多摩府中保健所との連携

東京都多摩府中保健所（以下「多摩府中保健所」という。）は、調布市のほか、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、狛江市の6市を所管しています。圏域内の人口は100万人以上で、複数の市町村を所管する都道府県型の保健所としては国内最大級の人口規模です。

新型コロナの感染拡大の初期では、感染症法に基づき、接触者の健康観察や必要時の検査、患者への聞き取りのほか、患者の相談対応、患者発生状況の報告、積極的疫学調査※について、多摩府中保健所が第一義的に行いました。また、市も新型コロナの感染拡大初期から、多摩府中保健所との連携の強化に努め、積極的に連絡を取り合いながら、感染者に関する情報共有や対応等を随時協議しました。

多摩府中保健所の主導により、各市医師会長や圏域内の拠点病院、各市担当者などによるオンラインの会議体が設置され、感染者情報、重症患者への対応、刻一刻と変化する新型コロナの変異種の情報共有、逼迫の一途を辿る医療体制への対処などを定期的に協議し、迅速な対応を講じられるよう努めました。参加者それぞれが多忙を極める中でも会議は欠かさず開催され、最新の情報や課題を共有しながら、各時点でそれぞれの果たすべき役割や優先順位を明確にしました。

一方で、感染拡大中期頃からは患者が急増したことにより、都内の保健所は患者や濃厚接触者等への相談対応、調査等の業務が次第に逼迫し、市も自宅療養者支援体制の整備（→P.37）など、保健所の業務を補完する積極的な市民への支援にシフトしていくこととなりました。

新型コロナウイルス感染症対策に係る関係者連絡会

多摩府中保健所が主導し、圏域内6市の医師会長、拠点病院担当医師（東京都立多摩総合医療センター、武蔵野赤十字病院、杏林大学医学部附属病院（以下「杏林大学病院」という。）、東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「慈恵第三病院」という。））、圏域内6市の担当職員（新型コロナウイルス感染症対策担当）を基本メンバーとして、オンラインで開催されました。

令和2年度から令和4年度までほぼ例月で開催され、最前線の医療スタッフ、保健所、6市の行政が情報提供のうえ現況と課題を共有し、協議を行いました。

保健所と連携した正確な情報発信・支援

特に新型コロナが未知のものであった感染拡大初期は、情報が錯そうし、患者の発生もセンセーショナルに捉えられることが多く、不正確な噂の拡大や患者への差別的な扱いを避けるためにも、市として正確な情報を把握する必要がありました。

多摩府中保健所からは、令和2年の初期の段階から、随時感染者数や国・東京都の対応、感染者への対応方針、医療連携体制などの連絡を受け、市はその情報をもとに、関係機関への周知や、市ホームページなどを通じた市民への情報提供に努めました。

※感染症法上で定めのある感染症について、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにすることを目的として行われる調査

地域医療機関等への支援

新型コロナへの対応を行う医療機関は、これまでにない感染拡大措置や各種検査、自宅療養者支援などを行うこととなり、市も財政上の支援を実施しました。

開始時期	事業名	概要
R2.7	外来診療体制等確保支援事業	(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者が、適切・確実に医療機関を受診できるよう発熱外来を設け、運営する医療機関に対し整備に係る経費を補助する。 (2) 市が設置した調布市PCRセンターに新型コロナウイルス感染症疑い患者を紹介した医療機関に対し、必要な経費を補助する。
R2.7	病床確保事業	新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる市内医療機関に対し、そのための環境整備や医療従事者へ支援などの経費を補助することにより必要な病床を確保する。
R2.7	発熱外来及びPCRセンターの開設・運営に係る研修会運営費補助	市が設置し調布市医師会が運営する調布市PCRセンターにおいて、研修等に係る費用を補助することにより、新型コロナウイルス感染症患者等に対し適切な医療を提供するための体制を確保する。
R2.7	PCRセンター設備整備費補助事業	市が設置し調布市医師会が運営する調布市PCRセンターにおいて、開設に必要な機器等を整備する費用を補助することにより、新型コロナウイルス感染症患者等に対し、適切な検査等を提供するための体制を確保する。

開始時期	事業名	概要
R2.7	PCRセンター設置支援事業	PCRセンター設置に向け、すでに開設している自治体や地区医師会への実地調査と専門的見地から開催する検討会議に出席した人件費、また開設上必要な助言を受けたことに対し補助する。
R2.9	PCR検査実施医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症のPCR検査を実施する医療機関に対し必要な経費を補助する。
R3.2	在宅療養者に対する医療等実施医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症の在宅療養者に対し、健康管理上必要と認める医療等を医療機関が行った場合、その医療機関を支援する。
R3.7	自宅療養体制整備	自宅療養者の急激な増加に対し、医師会全体で自宅療養者支援体制を整備する。(当番医による電話診療体制確保、輪番制による往診バックアップ医療体制整備等)
R3.7	訪問看護ステーションによる自宅療養者への訪問看護	保健所から医療提供の相談があった市民に対する訪問看護等を実施するための体制を整備する。
R3.7	訪問薬剤師への補助	医療機関から依頼のあった自宅療養者の自宅に薬剤を届けた場合に支援する。
R3.7	新型コロナ対応医療機関の臨時的支出に係る補助	重篤患者用の呼吸補助装置の導入や、PCR検査を実施するための施設・機器等を整備した場合の費用を補助する。

年末年始 休日夜間診療所、休日小児科診療の出張開設

休日夜間急患診療は調布市医療ステーションで実施しており、休日小児科診療は各医療機関で実施していましたが、新型コロナの流行当初、発熱患者が多く発生する可能性がある年末年始において、待合室のスペース確保や一般患者・発熱患者の動線対策などを図り、診療を安全に実施するため、市役所本庁舎や文化会館たづくりに臨時の診察所を設営して診療体制を継続しました。

▼休日夜間急患診療所の出張開設（市役所本庁舎1階めじろホール） 令和3年12月



休日夜間診療	休日小児科診療（昼間）	実施場所
R2.12.26（土）～R3.1.11（月・祝）の間の土・日・祝・年末年始の休日	R3.1.1（金）	市役所本庁 めじろホール
R3.12.29（水）～R4.1.3（月） R4.1.8（土）～1.10（月・祝）	R3.12.29（水）～12.31（金） R4.1.8（土）～1.9（日）	市役所本庁 めじろホール
R4.12.29（木）～R5.1.3（火） R5.1.7（土）～1.9（月・祝）	R4.12.29（木）～12.31（土） R5.1.8（日）～1.9（月・祝）	たづくり西館 保健センター

あのときを振り返る

調布市医師会・医療機関の対応

公益社団法人 調布市医師会 前会長 西田 伸一

令和2年の春ごろ、新型コロナの感染者が都内でも広がり始めました。当初、感染の疑いがある人については逐一保健所に報告する必要がある、一人一人の患者に時間をかけ、慎重に対応していました。最初から発熱患者を断らないようにするためには、診療所内のゾーニングが必要です。急遽、自院の一般患者と発熱者の動線を分け、スタッフの感染を防ぐためのアクリル板を設置するなどしました。

その後も患者は増加し、自院で検査対応が困難な事例も出てくるようになり、PCR検査を集中的に行える施設の設置検討を市とともに始めました。周辺住民の方が未知のウイルスに不安を覚えるのは当然のことで、施設の設置場所探しは難航しましたが、市の担当者も粘り強く取組んでくださり、令和2年の5月に設置にこぎつけました。

その後、大変暑い時期や寒い時期の検査実施もありましたが、必要な備品や資材、対応する人員も整えていただき、ドライブスルー式の検査は非常にスムーズで、感染拡大初期にPCR検査センターが果たした役割は大きかったと考えています。

また、感染拡大初期はマスクや防護服、消毒薬なども不足し、医療スタッフが使うものを確保することも困難でしたが、市が備蓄していた資材から調達いただいたり、寄付としていただいたものも活用してなんとか乗り切りました。

この間、数多くの患者と接しましたが、適切な防護体制を取っていたこともあってか、感染症法上の2類相当（R5.5まで）の間、私は新型コロナに感染することはありませんでした。

令和3年の春から、新型コロナのワクチン接種が開始されることとなり、市でも、調布駅前広場という利便性の高い場所に、非常に短い期間で集団接種会場を作っていただきました。接種体制も、患者が原則同じブースに座ったまま、接種する医師や看護師などが巡回する「調布方式」をいち早く確立し、多くの接種希望者への対応が可能となりました。自院ではコロナの診療に関われないクリニックの先生方も接種を担当して下さったり、調布市薬剤師会にも注射の準備に協力いただくなど、多くの方の支援を得て、接種を推進できました。

個別の医療機関でも接種が始まりましたが、希望者の数は極めて多く準備も大変で、当院でも予約を取る事務担当が相当に苦労していました。

あのときを振り返る

調布市医師会・医療機関の対応

公益社団法人 調布市医師会 前会長 西田 伸一

自宅療養者の支援も、大きなテーマでした。新型コロナの初期は、医療機関で検査した患者は、検体を取って結果を伝えたあとは保健所のフォローになり、医療機関はそこで手を離さざるを得ませんでした。しかし、診断した患者を医療機関で継続して診させていただけないかと要望を続け、結果として対応できるようになりました。調布市医師会では、新型コロナ以前から在宅療養チームがあり、まずはそのチームの9医療機関の先生方と始めてみることにしました。

次第に患者が増加し、往診の依頼が東京都から入って駆け付けると、ひどい呼吸不全に陥っているにもかかわらず病院も逼迫していて対応できず、在宅療養チームで医療的ケアを継続し続ける、といったことも昼夜問わず行っていました。夜遅くまで診察を行い、数多くの検査結果をHER-SYS（国の感染者等情報把握・管理支援システム）に入力する作業も非常に大変で、深夜になってやっと入力を始めて、日付が変わっても終わらないこともしばしばでした。

令和3年の夏ごろに発生した変異株「デルタ株」の拡大は、呼吸器系器官への重症化が深刻で、救急搬送されても病床が一杯で受入できないケースが頻発しました。危機的状況を憂慮し、すでに23区内の会場で設置していた、軽症から中等症の患者に対して酸素投与や中和抗体薬治療等の医療を提供する「酸素・医療提供ステーション」を多摩地域にも開設することを、北多摩南部医療圏の市長と医師会長の連名で都知事に要望し、調布市を含む周辺市にも協力を要請しました。その結果、令和3年9月に、味の素スタジアムの一角に、東京都による酸素・医療提供ステーションが設置されることとなりました。東京都が設置を進めていた高齢者等医療支援型施設と合わせ、搬送の受け皿が増えたことは大きな意義がありましたが、今後同様の新興感染症の発生に備え受入基準等を明確にしておくなどの必要があると感じています。

また、高齢者施設などでの施設内のクラスター対応も頻発し、深刻な状況でした。要請を受けて駆け付けた施設の一つでは、80人近い多数の入居者と多くのスタッフが罹患していて、看護師も不足し医療的な対応がほとんどできないままになっており、調布市医師会の在宅療養チームを動員して、レムデシビルなどを抱えて回ったこともありました。

平成21年におきた新型インフルエンザの世界的流行（いわゆる「豚インフルエンザ」）の際も、私は調布市医師会の感染症対策担当理事でした。当時、対策を講じるにあたっては保健所を含めた会議体を作る必要性を強く感じました。このことから、今回の新型コロナの対応においては、感染拡大初期の段階から調布市医師会でも独自の対策委員会を立ち上げ、調布市医師会の理事と、多摩府中保健所、域内の大学病院、市、調布消防署なども参加した会議を定例的に実施し、情報共有と対策に向けた協議を行いました。

新型コロナ対策においては、多摩府中保健所には適宜適切に対応いただきましたが、自治体単独で保健所があるところに比べると少し距離感も感じました。東京都による今回の新型コロナ対応の検証の結果、多摩府中保健所にも市町村連携課を設置いただき、日頃からの連携を深めていくこととなりました。有事の際に会議体を設置することも大切ですが、それらがきちんと機能するためには、なによりも平時からの連携が重要と考えます。

新型コロナの対応を振り返り、調布市のみなさんが大変よくやっていただいたことに感謝しています。

一方で、PCR検査センターや医療提供施設などを、自治体が速やかに設置・運営できるように平時から準備しておくべきではないかと思います。緊急の時だけ使用するのでは場の確保は難しいかもしれませんが、普段は事業や研修で使ったり、介護施設として活用するなどといった仕組みがあるとよいのではないのでしょうか。加えて、医療物資や自宅療養者支援の物資などについても平時からの備蓄が必要かもしれません。

また、平時から医師会と行政、保健所が動ける体制を作っておくことや、新興感染症用のBCP作成に取組むこと、感染症に関する研修や教育を、医療介護事業者にも広げ、医療措置提供機関の連携と質の確保を図ることも重要です。

04 調布市歯科医師会との連携

令和2年当初、新型コロナは未知のウイルスで、感染のメカニズムや感染力もわからない部分が多く、有効な治療薬もワクチンも確立していませんでした。特に、口腔の治療を行う歯科医療機関は、診療そのものにも飛沫感染などによるリスクが考えられました。

こうした中、日本歯科医師会の「国民、歯科医師、スタッフの健康と生命を守りつつ、欠くべからざる歯科医療提供体制を維持する」という方針のもと、調布市歯科医師会の各医療機関においても、高いレベルでの感染防止対策を徹底し、自粛による自宅生活や自宅療養を余儀なくされた方々にも、口腔健康管理の重要性を示しながら、診療を継続いただきました。

また、小島町歯科診療所における障害者歯科診療を、新型コロナの拡大期においても継続し、飛沫感染のリスクが未知であった時点においても、調布市歯科医師会等のスタッフに対応いただきました。

あのときを振り返る

調布市歯科医師会の対応

一般社団法人 調布市歯科医師会 会長 村田 功

新型コロナウイルスが広がり始めた令和2年当初、まだ得体も知れない存在でしたが、急性の呼吸器症状やクルーズ船のクラスター事案における強い感染力から、ただの風邪ではないことは確かでした。

新型コロナは、飛沫やエアロゾルによる感染があるとされ、口腔内の治療を行う歯科診療にも、感染の可能性が考えられました。

しかし、そもそも歯科診療は、新型コロナ拡大期に限らず、通常の診療時にもあらゆる感染症の対策が求められます。多くの場合、歯科医師は普段からゴーグルやマスク、グローブなどを着用し、器具等の滅菌対策を講じています。とはいえ、感染拡大当初はN95マスクも不足し、不織布マスクだけでは新型コロナを防ぐことは困難でしたが、私自身を含め、初期の感染流行時に新型コロナに罹患した方はほとんどいませんでした。それは、こうした普段からの歯科診療上の対策が功を奏したのではないかと考えています。

当時は、歯科診療の受診控えもあったかと思います。しかし、次第に新型コロナの特性も判明し、インフルエンザと比べて著しく死亡率が異なるものではないことがわかり、ワクチンも開発され接種が進んだことで、市民の生活もだんだんと日常に戻っていきました。

新型コロナの拡大は、感染することの怖さもありましたが、特に初期に罹患された方への不当な扱いや行動制限など、未知のウイルスへの社会的な対応の困難さも浮き彫りにしました。今後、新興感染症の発生や拡大に備えて、災害対応と同じくらいの意識や準備が必要ではないかと思います。そのためには組織として対応できる体制を構築する必要があり、専門職の考えもふまえた平常時からの連携や訓練などが重要です。

我々歯科医師会も、医師会や薬剤師会、行政とも連携し、次なる新興感染症の対応に向け、より力強く対応できるよう図って参りたいと思います。

05 調布市薬剤師会との連携

令和3年5月から開始した、新型コロナウイルスワクチンの接種会場である調布駅前診療所（調布駅前広場）など集団会場におけるワクチンの注射器の準備において、調布市薬剤師会のスタッフに協力をいただきました。

また、新型コロナで陽性が判明した方は、自宅で療養することを余儀なくされ、薬剤を取りに行くことができなくなったため、調布市薬剤師会による薬剤の配達について協力いただきました。

在宅療養者に対する薬剤配達実施事業所支援事業

令和3年7月～10月頃に発生した、いわゆる「第5波」においては、感染力が強く重症化リスクの高い変異株（デルタ株）への置き換わりが急速に進行したことにより、救急医療も逼迫し、多数の在宅療養者が生じ、東京都・都内保健所だけでは対応が困難となりました。

これを受け、市は新型コロナウイルス感染症の在宅療養者について、医療機関から依頼のあった者に対して、直接薬局の職員が自宅まで届けた場合に、その薬局を支援することとしました。

あのときを振り返る

調布市薬剤師会の対応

一般社団法人 調布市薬剤師会 会長 石川 正敏

令和3年12月より開始した新型コロナウイルス感染症患者への薬剤配達事業は、「Cov自宅」と記載された処方箋をファックスで受け取り、調剤後、患者様宅へ薬剤をお届けし、電話で服薬指導を行うという流れでした。薬剤のお渡しは対面を避けるため、ドアノブに掛けたり郵便受けに投函するなどの工夫をしました。症状のある患者様が一刻も早く薬を服用したいと考えるのは当然のことですが、薬局の営業時間中は配達に人員を割くことが難しく、お届けに時間を要する場合もありました。しかし、お届けが遅いことによる苦情はほとんどなく、逆に感謝されることが多く、コロナ禍において医療提供体制の一端を担えたことを誇りに思っております。

また、調布駅前の集団接種会場においてコロナワクチンの調製業務も行いました。

上記の薬剤配達事業およびワクチン調製業務は、調布市と調布市薬剤師会との業務委託契約に基づき進めてまいりました。担当部署である調布市福祉健康部健康推進課とは配達件数の報告のみならず、途中経過も報告することで緊密な情報共有が図れたと感じています。また、自宅へ配送可能な会員薬局のリスト作成や、各薬局におけるコロナ治療薬の備蓄状況について、薬剤師会事務局が集約した情報を医師会へ提供することで、医薬連携を円滑に進めることができたと感じています。

令和6年度の調剤報酬改定において、東京都と医療措置協定（第二種協定）を締結した薬局は調剤報酬の加算対象となり、多くの薬局が同協定を締結しています。協定内容の一つとして、N-95マスクやフェイスシールド、ディスプレイ手袋などの個人用防護具の備蓄が義務付けられています。

今後、新興感染症が流行した際には、これらも防護具を有効に活用することで、感染症流行初期における防護具不足といった事態を回避し、薬剤師が適切に患者対応できるものと期待されます。

06 調布消防署・調布警察署との連携

令和2年度に設置し、令和5年5月まで39回に渡り開催した「調布市新型コロナウイルス感染症対策本部」において、調布警察署・調布消防署の職員に出席いただき、最新の状況や対応などについて情報共有を行いました。

調布消防署においては、調布市医師会の「新型コロナウイルス感染症対策委員会」にも出席いただき、救急対応の逼迫状況などについて状況共有やアドバイスを頂き、医師会や行政の対応の方向性を検討しました。

また、調布警察署においては、特に感染初期においては、マスクの着用や自粛要請に応じない店舗等に対する市民からの意見などの報告や、署のBCP体制などについて報告いただきました。

あのときを振り返る

調布消防署の対応

東京消防庁 調布消防署国領出張所 匂坂 喜代太
当時 東京消防庁調布消防署 警防課 救急技術担当係長

新型コロナの対応に際して、主に下記二点が課題となりました。

●救急活動の延伸

遠方への救急出場による現場到着の延伸や、発熱の有無に関わらず、慢性的に病院選定に時間を要し、傷病者への負担が増大しました。

●救急隊の労務管理

感染防止対策として、すべての救急事案が2類の感染防止対策を必要とし、身体的及び精神的疲労が発生しました。また、連続出場により、積載した資器材不足の不安や、食事が取れないなどの健康不安が発生しました。

新型コロナ対応時には、各種関係機関と連携を図りました。救急要請のひっ迫状況や、病院選定困難な状況を医師会等の皆様に知っていただくことにより、適切な転院搬送要請等にご協力いただき、大変感謝しております。また、市内全体での感染症の流行状況や、ワクチン接種の進捗状況等を把握でき、署員にフィードバックできたことは、大変有効だったと感じました。

今後の新興感染症の発生に備え、全庁的には、救急隊の増隊、救急相談センターの拡充、救急車の適正利用広報等を継続的に行っていますが、消防署という観点では、市の担当者の方々や、地域の先生方との顔の見える関係の構築及び継続が、有事の際には、団結力を生み出す最も強力な源泉になると感じます。

07 市内大学との連携

電気通信大学施設におけるワクチン集団接種

令和3年4月に開設した調布駅前広場診療所（→P.58）でワクチンの集団接種が始まりましたが、このころはワクチンの供給や配分量もまだ不安定で、接種を待つ市民の希望に応えるための試行錯誤が続いていました。

こうした中、令和3年6月に市長が河野太郎新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当大臣（当時）と面会し、新たに承認されたモデルナ製ワクチン6万人分の供給を約束いただきました。

令和3年8月には、京王線調布駅から徒歩5分に位置する電気通信大学の御理解・御協力を得て、同大学の体育館に新型コロナウイルスワクチン集団接種会場を開設しました。この大規模会場を貸与いただき、大量のワクチンを確保できたことで、令和3年8～9月と令和4年2～4月に集団接種の接種回数が大きく増加しました。変異株による新型コロナの急激な感染拡大が続くなかで、重要な接種拠点として多くの方にワクチン接種を行うことができました。

▼電気通信大学体育館にワクチン集団会場を設置



電気通信大学との協働による「密」回避

令和3年4月に設置した調布駅前ワクチン接種会場（調布駅前広場診療所）において、調布市の相互友好協力協定締結大学である電気通信大学の情報理工学研究科情報学専攻 田中・石垣研究室およびi-パワードエネルギー・システム研究センターの横川研究室が開発した高精度の小型二酸化炭素（CO₂）センサーを設置し、CO₂濃度を測定することで、人の密度を可視化する実証実験を、産学官の連携による取組の一環として、共同で実施しました。

電気通信大学から無償貸与いただいたCO₂センサーには、携帯電話回線を使った通信機能が内蔵されており、会場内に設置したモニターの他、市職員もスマートフォンなどのWEBブラウザ上で常時状況や分析結果を監視でき、会場内が「密」となることによりCO₂濃度が一定程度上がった際はアラートが表示されるようになっています。これを活用して、プレハブ構造のため高温になりがちだった接種会場の空調を維持しつつ、会場内の換気励行のタイミングを図る際に活用しました。

同年5月には、より小型化したセンサー8台を調布市役所本庁舎1～3階にも設置し、市役所内における「密」回避の一助としても活用しました。

電気通信大学と株式会社UPDATERとの連携事業

保育園で適切な空気環境を持続的に維持するため、市内保育園13施設113か所で空気質モニタリング調査を行い、最新のエビデンスに基づく感染症対策の提案とデータに基づく適切な空気環境管理を産学官連携により実施しました。

▼調布駅前診療所内にセンサーを設置



▼センサーのCO2 状況を表示するモニター



CO2センサー本体

あのときを振り返る CO2センサーの開発を振り返って

国立大学法人 電気通信大学 i-パワーエネルギー・システム研究センター
教授 横川 慎二

この取組では、限られた会場の電気容量を消費しないこと、専用のWiFi環境を準備することが難しいなどの課題がありました。そこで、バッテリーでの給電が可能で、LTE回線などの携帯電話網を用いてデータを収集するCO2センサーを開発しました。そのセンサーを用いて大学のサーバーにデータを集約し、タブレットPCのブラウザにリアルタイムでデータを表示する専用のダッシュボードも作成しました。ただし、大学のサーバーに、現地から直接アクセスするのはセキュリティ上の問題があったため、キャプチャしたダッシュボードをブロードキャストする仕組みを立ち上げたところ、長時間の稼働安定性を確保するのが難しく、少々苦労いたしました。

ワクチン接種が始まる直前に、センサー等の設置を学生と行っていたところ、入口付近にいた学生が沢山の市民の方々から「いつからワクチン接種が始まるのか?」「順番はどうやって決まるのか?」など質問を受けて困っている場面がありました。皆さんの期待がとても大きいことを痛感しました。私達の活動が、少しでも皆様の不安を和らげるお手伝いになればと、改めて感じました。

今回のコロナ禍は、突如として現れて我々の生活を大きく変えた後、徐々に元に戻ったようにも見えます。一方で、世界的な感染症のパンデミックスは紀元前から繰り返され、その都度生活様式や文化に、大きな変革が生じたという研究結果もあります。今回の経験が、我々にどのような変化をもたらしたのかということ、振り返ってみる必要があるのではないかと、考えています。

コロナ禍において、感染を予防する基本的な対策として最も有効であったのは、「手洗い、うがい、マスク」などの旧来の方法でした。インフルエンザの流行が、コロナ禍で小さかったことも、その傍証と言えるでしょう。今後の新興感染症の流行に備えるものとして、我々がそれらの基本をどの程度生活様式に反映するようになったか、今こそ考えるべきかも知れません。

第5章

感染症対策 第1の柱 感染症の拡大防止に向けた取組③
新型コロナウイルスワクチン接種

01 調布市のワクチン接種体制

令和2年12月、国は新型コロナワクチンの接種方針を示し、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け（**特例臨時接種**）、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施する」としました。ワクチンの調達や財政措置等は国が主導的に行う一方、身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築することとなりました。

これを受け、市は令和3年1月に「新型コロナウイルスワクチン接種対策本部」を設置して、具体的な接種体制の確保に向けた調整を開始しました。

接種開始当初は、接種対象者が極めて多数に上ると想定されることから、集団接種会場の確保が不可欠でした。超低温で管理する必要があるワクチン保管庫の配備、調布市医師会をはじめとする関係機関との調整など、数多くの喫緊の課題に対し急ピッチで対応し、準備を進めました。

この結果、市は令和3年4月5日、該当する市民に第一弾の接種券（75歳以上）を発送し、同4月12日から予約を開始し、同4月22日から新型コロナワクチンの接種を開始するとともに、同4月26日から医療従事者を対象に夜間の集団接種を開始しました。

同時に、集団接種会場以外にもかかりつけ医による個別接種体制の整備も進めました。初期の新型コロナワクチンは温度管理が極めて厳格でしたが、一本も無駄にすることなく各医療機関に運搬・管理することも重要な課題でした。

以後、調布市医師会・調布市薬剤師会の協力のもと、刻一刻と変わる状況や国の指示を受け、特例臨時接種の指定が解除される令和6年3月31日まで、希望されるすべての方が可及的速やかに接種できるよう体制の確保に努めました。

新型コロナウイルスワクチン接種対策本部の設置

新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種について、基本方針を決定し、重要事項を審議決定するとともに、関係各部と庁内横断的連携を図り、相互間の総合調整を行うもので、令和2年1月12日に開設しました。本部長（副市長）と本部員（関係各部長職）で構成し、新型コロナウイルスワクチン接種について、関係各部と庁内横断的に国や東京都の状況に関する情報共有を図り、市の対応等を協議し、接種体制の構築や接種会場の確保等、迅速かつ適切な対応を図るため開催しました。

新型コロナウイルス予防接種検討会議の設置

新型コロナウイルスワクチン接種について、調布市医師会及び調布市薬剤師会と連携し、国や東京都の状況に関する情報共有を図るとともに、接種の実施体制の構築の検討及び調整を行い、より迅速かつ適切な接種体制を構築するため、令和3年1月13日に開設しました。検討会は、医療機関の診療体制やワクチン分配量の調整、集団接種会場の接種体制など、状況に応じ随時開催しました。令和3年3月の第5回会議を最後に、より具体的な接種体制整備に向けた検討のため、調布市医師会、調布市薬剤師会と市の新型コロナワクチン接種担当で構成するワクチン会議に形を変え、刻一刻と変わる国のワクチン接種方針に対応すべく、随時開催し、迅速かつ適切な接種体制の整備を図りました。

令和4年度接種 ※R5.3.31時点

▼初回接種 ※R4.10.24から乳幼児（6か月～4歳）が追加

年齢	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
	接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)
6か月～4歳	507	5.51	473	5.14	346	3.76
5歳～11歳	2,806	20.14	2,737	19.65		
12歳～64歳	124,718	78.65	124,339	78.41		
65歳以上	47,403	96.08	47,308	95.88		
合計	175,434	75.93	174,857	75.68	346	3.76

▼第一期追加接種（3回目）

※R4.9.6から小児（5～11歳）が追加

年齢	接種人数 (人)	接種率 (%)
5歳～11歳	1,199	43.81
12歳～64歳	97,410	78.34
65歳以上	46,047	97.33
合計	144,656	82.95

▼第二期追加接種（4回目）

※R4.5.25～

年齢	接種人数 (人)	接種率 (%)
18歳～59歳	6,632	
60歳以上	46,728	82.12
合計	53,360	

▼令和4年秋開始接種 R3.12.1～

年齢	接種人数 (人)	接種率 (%)
5歳～11歳	71	2.59
12歳～19歳	4,137	37.27
20歳～29歳	5,970	34.37
30歳～39歳	8,323	38.23
40歳～49歳	12,981	42.55
50歳～59歳	18,480	57.85
60歳～64歳	7,983	68.57
65歳以上	38,620	81.64
合計	96,565	55.37

▼接種券の発送状況

初回 接種券	第3回 接種券	第4回 接種券
10,823	20,090	156,517

02 接種実績 特例臨時接種期間（R3.2.17～R6.3.31）

令和3年度接種 ※R4.3.31時点

▼初回接種 R3.4.22～

年齢	1回目接種			2回目接種		
	対象者数 (人)	接種人数 (人)	接種率 (%)	対象者数 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)
5歳～11歳	14,179	1,476	10.41	14,179	252	1.78
12歳～19歳	15,543	12,014	77.30	15,543	11,814	76.01
20歳～29歳	26,161	20,433	78.10	26,161	20,339	77.75
30歳～39歳	29,893	24,311	81.33	29,893	24,232	81.06
40歳～49歳	37,543	32,191	85.74	37,543	32,077	85.44
50歳～59歳	36,127	31,660	87.64	36,127	31,589	87.44
60歳～64歳	12,464	11,224	90.05	12,464	11,195	89.82
65歳以上	51,149	47,394	92.66	51,149	47,240	92.36
合計	223,059	180,703	81.01	223,059	178,738	80.13

▼追加（3回目）接種 R3.12.1～

年齢	追加（3回目）接種		
	対象者 (人)	接種人数 (人)	接種率 (%)
12歳～19歳	4,016	569	14.17
20歳～29歳	26,161	6,527	24.95
30歳～39歳	29,893	8,699	29.10
40歳～49歳	37,543	13,983	37.25
50歳～59歳	36,127	19,645	54.38
60歳～64歳	12,464	8,988	72.11
65歳以上	51,149	44,235	86.48
合計	197,353	102,646	52.01

▼接種券の発送状況

初回（1・2回目） 接種券	追加（3回目） 接種券
238,310	173,681

令和5年度接種 ※R6.3.31時点

▼初回接種

年齢	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
	接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)
6か月～4歳	639	7.19	601	6.76	487	5.48
5歳～11歳	3,580	24.93	3,460	24.09		
12歳～64歳	142,290	86.47	141,457	85.95		
65歳以上	47,866	92.44	47,768	92.25		
合計	194,375	81.34	193,286	80.89	487	5.48

▼接種券の発送状況

初回 接種券	第3回 接種券	第4回 接種券	第5回 接種券	第6回 接種券	第7回 接種券
1,629	32,749	64,227	63,283	63,286	30,421

▼令和4年秋開始接種
※R5.4.1～R5.5.7

年齢	接種人数 (人)	接種率 (%)
5歳～11歳	295	10.97
12歳～64歳	57,990	47.02
65歳以上	38,816	82.02
合計	97,101	56.03

▼令和5年春開始接種
※R5.5.8～R5.9.19

年齢	接種人数 (人)	接種率 (%)
5歳～11歳	1	0.01
12歳～64歳	4,409	16.33
65歳以上	29,561	57.09
合計	33,971	14.22

▼令和5年秋開始接種
※R5.9.20～R6.3.31

年齢	接種人数 (人)	接種率 (%)
5歳～11歳	165	1.86
12歳～64歳	467	3.25
65歳以上	20,646	12.59
合計	29,248	56.48

03 集団接種の実施

新型コロナワクチンの接種については、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くすることが求められました。特に、接種開始当初は多数の接種希望者を一気に受け入れる必要があったため、密にならず十分な広さを確保できる集団接種会場の確保が必要となりました。

市は、利便性の高い調布駅付近を中心に、状況に合わせ集団接種会場を設置し、医療機関による個別接種と合わせて速やかな接種機会の確保に努めました。

調布駅前広場診療所

令和3年4月22日に市内初の集団接種会場として設置し、令和4年8月末まで使用しました。通常は接種対象者が待合・問診・接種・待機と会場内を移動しますが、この会場では調布市医師会等との協議のもと、対象者が原則同じブースに座ったまま、接種するスタッフが巡回する「調布方式」を確立し、多くの接種希望者への対応を可能としました。



調布市文化会館たづくり

接種者数の増加に対し、調布市文化会館たづくりむらさきホール及び南北ギャラリーで、令和3年6月から7月まで、集団接種を実施しました。

電気通信大学

調布駅から徒歩圏内にあり、市の相互友好協定協力大学である電気通信大学の協力を得て、令和3年8月から9月、及び令和4年2月から4月まで集団接種を実施しました（→P.51）。

調布市保健センター

小児を中心とした若年層の接種促進のため、調布市文化会館西館の保健センターにおいて、令和4年7月から令和5年1月まで集団接種を実施しました。

調布市役所診療所

調布駅前広場診療所に代わる常設の集団接種会場として、調布市役所西側の立体駐車場跡地にプレハブを2棟設置し、令和4年10月から令和5年11月まで接種を実施しました。

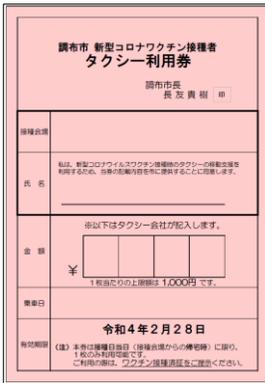


04 ワクチン接種者への支援

移動支援事業（タクシー券の交付）

移動支援事業として、新型コロナウイルスワクチンを接種した65歳以上の方が安心・安全に帰宅できるよう、接種日の帰宅時に限り利用可能な上限1,000円分のタクシー券を市内の集団接種会場及び個別医療機関で配付しました。

▼タクシー利用券



▼タクシー利用券の交付状況

年度	利用者数
R3	24,498
R4	11,779
R5	6,415

ワクチン接種証明書の発行

国際的な人的往来における利用の際、従前の接種済証では英語の表記、記載事項の不足、偽造防止対策といった課題があるため、国の指示に基づきワクチン接種証明書を発行することとなりました。

市では、令和3年7月から海外渡航用のワクチン接種証明書の発行を開始しました。また、同年12月からは国内用の接種証明書の発行を開始するとともに、スマートフォンの専用アプリからデジタル版の接種証明書の申請と提示も可能となりました。

▼ワクチン接種証明書の発行状況

年度	海外渡航用				日本国内用			
	郵送	窓口	電子	合計	郵送	窓口	電子	合計
R3	1,237	1,273	98	2,608	18	204	95	317
R4	172	3,354	977	4,503	38	928	464	1,430
R5	12	367	92	471	1	72	25	98

市民の問合せ対応・ワクチンコールセンターの設置

ワクチン接種に関して、申込方法や接種時期、接種体制、副反応、接種証明書など、多くの相談が市民から寄せられ、特に接種初期は組織横断的に市職員を動員して対応に当たりました。

その後、令和3年3月からワクチン接種に関するコールセンターを設置し、専門のスタッフが対応する体制を整備しました。

▼ワクチンコールセンターの運営状況

年度	ワクチン接種に関すること	副反応に関すること	接種証明書に関すること	その他	合計
R3	78,944	308	2,202	8,119	89,573
R4	52,356	46	2,078	9,728	64,208
R5	28,281	4	253	355	28,893

▼市報R3.7.5号

みんなが笑顔でつながる、めくもりと輝きのまち栗原
 市報 **ちよっふ** 臨時号
 発行日 令和3年7月5日
 発行部数 1647部
 〒985-0801 栗原市栗原1-1-1 電話 0243-481-7111

新型コロナワクチン
 追加(3回目)接種の
集団接種・個別接種の予約実施

2回目接種完了から起る接種間隔を短縮し、
 ●8月31日までに接種完了した方(1/1月以降に発症)
 ●9月31日までに接種完了した方(1/1月以降に発症)

接種券が届いた65歳以上の方

集団接種(個別・モディナ社)
 調布駅前広場診療所
 1月25日(水)～2月12日(日)開催
 17人分

個別接種(ファイザー社)
 各医療機関での予約も実施

▼市報R3.7.13臨時号

みんなが笑顔でつながる、めくもりと輝きのまち栗原
 市報 **ちよっふ** 臨時号
 発行日 令和3年7月13日
 〒985-0801 栗原市栗原1-1-1 電話 0243-481-7111

新型コロナワクチン
 段階的に
**18歳以上の方への
 接種予約を開始予定**

7月15日(日)から段階的に接種予約を開始し、8月12日(日)まで接種予約が可能です。ワクチン
 接種を速くして予約を完了するため、早くから必要とするワクチンが不足しないよう、予約
 開始となる日があります。ワクチン接種開始日の最新情報は下記をご覧ください。

接種予約方法

1. 電話予約
 電気通信大学 体育館
 ① 1日目の接種日 7月15日(日)～② 2日目の接種日 7月16日(月)～

2. インターネット予約
 市コールセンター
 ☎0570-053-127

3. 個別接種(個別・モディナ社)
 調布駅前広場診療所
 1月25日(水)～2月12日(日)開催
 17人分

みんなが笑顔でつながる、めくもりと輝きのまち栗原
 市報 **ちよっふ** 臨時号
 発行日 令和3年7月13日
 〒985-0801 栗原市栗原1-1-1 電話 0243-481-7111

新型コロナウイルスワクチン接種の予約方法と接種会場

1. 接種券を用意
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方

2. 予約する
 1日目は、8月1日～28日(日)～8月28日(日)に予約してください。
 2日目は、8月1日～28日(日)～8月28日(日)に予約してください。

3. 接種を受ける
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方

接種会場

電気通信大学 体育館
 調布駅前広場診療所
 調布駅前広場診療所(個別・モディナ社)

予約方法

電話予約
 ☎0570-053-127

インターネット予約
 市コールセンター
 ☎0570-053-127

▼市報R3.8.5号

みんなが笑顔でつながる、めくもりと輝きのまち栗原
 市報 **ちよっふ** 臨時号
 発行日 令和3年8月5日
 〒985-0801 栗原市栗原1-1-1 電話 0243-481-7111

新型コロナワクチン
集団接種(個別・モディナ社)
予約を受け付け中

7月20日時点の接種
 高12歳以上の方が対象

接種会場

調布駅前広場診療所(個別・モディナ社)
 調布駅前広場診療所(個別・モディナ社)

予約方法

電話予約
 ☎0570-053-127

インターネット予約
 市コールセンター
 ☎0570-053-127

▼市報R4.1.20臨時号

みんなが笑顔でつながる、めくもりと輝きのまち栗原
 市報 **ちよっふ** 臨時号
 発行日 令和4年1月20日
 〒985-0801 栗原市栗原1-1-1 電話 0243-481-7111

新型コロナワクチン
**追加(3回目)接種の
 集団接種・個別接種の予約実施**

2回目接種完了から起る接種間隔を短縮し、
 ●8月31日までに接種完了した方(1/1月以降に発症)
 ●9月31日までに接種完了した方(1/1月以降に発症)

接種券が届いた65歳以上の方

集団接種(個別・モディナ社)
 調布駅前広場診療所
 1月25日(水)～2月12日(日)開催
 17人分

個別接種(ファイザー社)
 各医療機関での予約も実施

みんなが笑顔でつながる、めくもりと輝きのまち栗原
 市報 **ちよっふ** 臨時号
 発行日 令和4年1月20日
 〒985-0801 栗原市栗原1-1-1 電話 0243-481-7111

集団接種(調布駅前広場診療所)の予約方法

1. 接種券番号を確認
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方

2. 予約する
 電話で予約
 市コールセンター
 ☎0120-139-710

インターネットで予約
 市コールセンター
 ☎0120-139-710

3. 接種を受ける
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方
 ●接種券(個人)と接種券(団体)の両方

接種会場

調布駅前広場診療所
 調布駅前広場診療所(個別・モディナ社)

▼市報R4.2.20号

みんなが笑顔でつながる、めくもりと輝きのまち栗原
 市報 **ちよっふ** 臨時号
 発行日 令和4年2月20日
 〒985-0801 栗原市栗原1-1-1 電話 0243-481-7111

新型コロナワクチン
**追加(3回目)接種
 全ての方の接種間隔を
 6か月に前倒ししています**

2回目接種完了から起る接種間隔を短縮し、
 ●8月31日までに接種完了した方(1/1月以降に発症)
 ●9月31日までに接種完了した方(1/1月以降に発症)

接種券が届いた65歳以上の方

集団接種(個別・モディナ社)
 調布駅前広場診療所
 1月25日(水)～2月12日(日)開催
 17人分

個別接種(ファイザー社)
 各医療機関での予約も実施

第6章

感染症対策 第2の柱

市民生活及び子どもたちへの支援

01 市民生活への支援

新型コロナの感染拡大を防止するため、飲食店等の営業自粛や職場への出勤の見合わせなど、社会活動が大きく制限されました。これらのことにより、生活に困窮する市民の暮らしを支えるため、困難に寄り添う施策に取り組みました。

減免・猶予

新型コロナの影響等により収入が減少した被保険者に対し、市税や各種料金などの減免等の受付を行いました。

対応	年度
個人市・都民税の申告期限延長及び徴収の猶予	R2～
下水道料金の減免、介護保険料等の支払い猶予	R2
学校給食の食材費・修学旅行の運営費（キャンセル料）負担	R2
収入減少に伴う指定管理料の増額（ふれあいの家、八ヶ岳少年自然の家）	R2
収入減少に伴う指定管理料の増額（市民プラザあくろす）	R2～R3
収入の減少した世帯等を対象に国民健康保険税・介護保険料の減免	R2～R5

The screenshot shows the Chofu City website with a search bar and navigation menu. A prominent blue box highlights the link for '生活を支えるための支援一覧(新型コロナウイルス感染症)' (A list of support to help with life (COVID-19 infection)). Below this, there is a section titled '各種支援のご案内' (Information on various support) which lists various financial and social support measures available to residents affected by the pandemic.

生活を支えるための支援一覧(新型コロナウイルス感染症)
2023年4月1日 更新

各種支援のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受ける又は、その恐れがある方への支援などを掲載します。

お金(生活費や事業資金)に困っているとき

- [緊急小口資金貸付\(外部リンク\)](#)
- [総合支援資金貸付\(外部リンク\)](#)
- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩み方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。
- [納税が困難な方に対する猶予制度](#)
- [国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の納税が困難な方へ](#)
- [国民年金保険料の納付が困難なときの免除・猶予制度](#)
- [介護保険料の納付が困難な方へ](#)
- [水道料金・下水道料金のお支払い猶予](#)
- 生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、市税の納付猶予等が認められる場合があります。
- [住居確保給付金\(家賃\)](#)
- 休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。
- [TOKYOチャレンジネット\(外部リンク\)](#)
- 住まいを失いインターネットカフェやマンガ喫茶などで寝泊まりしながら就労している方に対して、生活・住宅・就労相談や、資金貸付などを実施しています。現時点で住居がない方、住居が失われる恐れのある方は相談してください。
- [生活困窮者自立相談支援事業\(外部リンク\)](#)
- さまざまな課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しています。
- 生活保護**
- 現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応

支給・貸付

新型コロナの影響等により収入が減少した市民に対し、資金の支給や臨時の貸付などの各種支援を行いました。

対応	内容	年度
給与等の支払いを受けている国民健康保険加入者への傷病手当金の支給	給与等の支払いを受けている国民健康保険の加入者が、新型コロナに感染したことにより、療養のため仕事を休み、給与等の全部又は一部を受けることができない場合に傷病手当金を支給	R2～R5
就学援助金を支給（要件緩和）	経済的に困りの保護者に対して、教育費の一部を援助する就学援助の支給要件を緩和	R2～R5
調布市生活ほっとあんしん相談事業による生活困窮者の支援体制充実	一人ひとりの状況に応じた生活支援を案内 ①調布ライフサポート ②生活福祉資金貸付 ③生活福祉相談 ④緊急援護資金貸付 など	R2～

ひとりでも悩まずに、
まずはご相談ください

働きだすけれど、
仕事が終わらない

仕事を辞めて
家賃が払えない

生活が苦しいけれど、
どうすれば
いいのかわからない

仕事が長続きせず
自宅にもりかめ
子どもが泣く

療養のゆくりが
うまくでえない

対象となる方
・調布市内に在住している方
・生活保護を受けていない方

相談無料
秘密厳守

～まずはお電話にてお問い合わせ下さい～

【お問い合わせ先】
●調布ライフサポート●
TEL:042-481-7693
FAX:042-481-5115
調布市庁舎2階47-1
調布市福祉センター 調布市社会福祉協議会内
受付時間 9:00～17:00(月～金)
※休日・年末年始除く

対応	内容	年度
住居確保給付金の支給（支援対象拡大、要件緩和）	離職などによる収入減で住居を失う恐れがある方への支援。求職活動を行っている方へ家賃相当額を給付する住居確保給付金の支援対象者を拡大	R2～R4
木島平米を活用した大学生支援	市内学生寮に入寮している大学生の方市内に所在する相互友好協力協定締結大学などの学生寮に、調布市の姉妹都市である長野県木島平村の米を提供	R2
妊娠中の市民にマスクを配布	市独自で妊娠中の市民にマスクを配布	R2
住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給	基準日時点で、住民税均等割非課税世帯と、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に給付金を支給	R3～R4
自宅療養者への燃やせるごみ指定収集袋の配布	自宅療養を余儀なくされている市民に対し、燃やせるごみ指定収集袋を支援物資に含めて配布	R4
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	生活福祉資金特例貸付を借り終えてなお困窮している世帯に対して、就労による自立を図るため、支援金を支給	R3～R4

事業所等への支援

新型コロナの影響等により収入が減少した事業所等に対する資金の支給や、従事者への支援などを行いました。

対応	年度
物価高騰に伴う障害福祉・介護サービス事業所支援（電気料金、燃料費、ガス代の価格上昇分の一部支援、光熱水費、燃料費、食材費等）	R4～R5
物価高騰に伴う保育園・幼稚園等支援（電気料金、燃料費、ガス代の価格上昇分の一部支援）	R4
物価高騰に伴う保育園・幼稚園等への支援（食材費、光熱水費）	R4
放課後等デイサービス事業所への既存運営費補助金の対象拡大（補助基準引上げ及び対象外の「株式会社等」にも適用）	R2
福祉施設(介護・障害)従事職員への支援（5,000円分のギフトカード贈呈）	R2
障害福祉サービス事業所への生産活動の支援（生産活動に要する経費の一部を補助）	R2
移動支援及び日中一時支援事業者への支援（感染予防対策へのかかり増し経費を支援）	R2

各種相談

新型コロナの影響により、それまでの生活と状況が変わったことなどによりお悩みの方に対し、各種相談を行いました。

対応	年度
調布市生活ほっとあんしん相談事業による生活困窮者の支援体制充実	R2～

対応	年度
障害児・者宅へのヘルパー派遣（在宅要介護者受入体制整備事業） ※実績なし	R2～R3
女性のための相談事業（生理用品の無償配布と女性の生活相談）	R3

がんばろう調布 STAY HOMEプロジェクト

令和2年3月に発令された緊急事態宣言発令後、東京都の「いのちを守る”STAY HOME 週間」の取り組みを受け、市民が自宅にとどまることを余儀なくされる中、調布市でも緊急事態宣言が解除されるまでの期間「がんばろう調布”STAYHOME”プロジェクト」を実施しました。自宅時間を楽しく過ごせるように、ちょうふ地域コミュニティサイト「ちょみっと」で折り紙の折り方やマスクの作り方などを紹介したり、STAY HOME支援のための動画コンテンツをYouTubeの調布市動画ライブラリーに掲載したほか、市民のみなさまの取組や医療従事者へのメッセージなどを、ハッシュタグをつけて発信するなどを呼びかけました。

コンテンツには、「鬼太郎とねこ娘から調布市にお住まいの人間のみなさんへメッセージ」「ラグビーワールドカップ2019」「自宅でできる運動（エクササイズ）動画」のほか、株式会社水木プロダクションの協力によるWEB会議などの背景として利用できる「アマビエ」画像なども掲載しました。



02 子どもたちへの支援

新型コロナの感染拡大を防止するため、外出の自粛や学校生活においても感染防止に向けた対策や制限が設けられ、その終息が見通せない中で子どもたちの健やかな成長にも大きな影響を及ぼす恐れがありました。

これらを受け、各時点において可能な限りの対策を尽くしました。

市立小・中学校の臨時休業に伴う主な対応

令和2年2月27日に、政府により小中高校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業が要請され、同年5月31日まで市立小・中学校においても過去に例のない長期間の臨時休業が実施されました。このことに伴い、同年3月9日から同月25日の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休校に関連した児童の「居場所事業」を実施しました。

臨時休業中も学びを止めない対策を行い、その後も長期にわたって続く感染対策とともに、教育環境の整備に努めました。

対応	年度
学校安全・安心メールや市ホームページなどを活用した情報提供	R2～R4
学童クラブ1日育成の取組	
ユーフォールーム等学校施設を活用した児童・生徒の居場所確保	
学校休業に伴う放課後等デイサービス利用料の負担増額分補助	
ICT教育環境整備の推進（GIGAスクール構想に基づく児童・生徒用1人1台モバイル端末貸与、普通教室等におけるプロジェクター増設置など）	R2

調布っ子応援プロジェクト

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て家庭と子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、市内事業者への支援につなげるため、調布市商工会・商店会等との連携により、市独自の事業を実施しました。

●第1弾 調布の子どもたちへの食と学びの支援事業

項目	内容
期間	令和2年5～7月
概要	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出自粛や「3つの密」を避ける生活を余儀なくされている中、調布の子どもたちの健やかな成長と学習を応援するとともに、子育て家庭の負担軽減、市内事業者への支援につなげるため、商工会・商店会等との連携により、下記のとおり市独自の事業を実施
対象者	約2万世帯 30,850人 ※中学校3年生以下(児童育成手当・就学援助・生活保護の対象を含む)及び児童育成手当の対象となる高校生
支援内容	商品券の郵送配付 (1枚当たりの額面500円※釣銭非対応)
支援額	児童育成手当・就学援助・生活保護の対象となる中学校3年生以下及び児童育成手当(高校生)1万円 その他の中学校3年生以下5,000円
商品券利用対象	市内飲食店等でのテイクアウトの購入及び市内書店・文具店で販売される書籍・文具などの購入



●第2弾 給食米による子どもの食の応援，ひとり親家庭応援給付金支給事業

項目	内容
期間	令和2年7～9月
概要	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ひとり親家庭等を対象に学校の休校、保育園の休園や外出自粛等により影響を受けている子どもたちの健やかな成長やひとり親家庭等の経済的支援につなげるとともに、給食食材を提供している市内事業者等への支援、さらには市内フードバンク等の活動支援につなげた</p> 
対象者	<p>1 給食米による子どもの食の応援事業 次のア・イの児童がいる世帯 約2,000世帯 約3,150人 ア 児童育成手当・就学援助・生活保護の対象となる中学生以下 イ 児童育成手当の対象となる高校生</p> <p>2 ひとり親家庭応援給付金支給事業 児童育成手当の支給対象となる世帯(給付対象児童数2,300人)</p>
支援内容	<p>1 世帯の子どもの人数に応じてア～ウの米を配布 ア 子ども1人の場合5kg イ 子ども2人の場合10kg ウ 子ども3人以上の場合15kg ※経済的理由により食料の確保が困難となった際に支援する市内フードバンク等にも米を配布</p> <p>2 対象児童1人当たり1万5,000円×3か月(上限4万5,000円)を支給 支給月 令和2年7・8・9月</p>

●第3弾 子育て家庭への生活支援事業

項目	内容
期間	令和3年8～10月
概要	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出自粛や「3つの密」を避ける生活を余儀なくされている中、調布の子どもたちの健やかな成長と学習を応援するとともに、子育て家庭の負担軽減、市内事業者への支援につなげるため、商工会・商店会等との連携により、市独自の事業を実施した
対象者	約2万世帯 30,850人 ※中学校3年生以下(児童育成手当・就学援助・生活保護の対象を含む)及び児童育成手当の対象となる高校生
支援内容	商品券の郵送配付(1枚当たりの額面500円※釣銭非対応)
支援額	児童育成手当・就学援助・生活保護の対象となる中学校3年生以下及び児童育成手当(高校生)1万円 その他の中学校3年生以下5,000円
商品券利用対象	市内飲食店等でのテイクアウトの購入及び市内書店・文具店で販売される書籍・文具などの購入

●第4弾 食と学びの支援事業

項目	内容
期間	令和4年3～5月
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた子育て家庭に対して、一家団らん機会の提供や、食料品購入を通じた生活支援、新学期に向けた学びの支援につなげるとともに、飲食店等の市内事業者への支援につなげた
対象者	対象者 3万9400人 ①0歳～18歳(児童育成手当・生活保護の対象を含む)及び就学援助の対象となる小・中学生 ②0歳～18歳(二人親の非課税世帯, 子育て世帯生活支援特別給付金受給世帯) ③0歳～18歳(上記①, ②以外)
支援内容	子育て応援券※の郵送配付(1枚当たりの額面500円※釣銭非対応) ※食事券(飲食・食料で使用可), 共通券(飲食・食料・文具・書籍で使用可)
支援額	①児童育成手当・生活保護の対象となる0歳～18歳及び就学援助の対象となる小・中学生2万円 ②二人親の非課税世帯, 子育て世帯特別給付金受給世帯の0歳～18歳2万円 ③上記①, ②以外の0歳～18歳5,000円
応援券利用対象	市内登録店舗

●第5弾 子育て家庭への生活支援事業

項目	内容
期間	令和4年11～2月
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた子育て家庭に対する生活支援のほか、保護者負担を増やすことなく、給食を通じた子どもたちの栄養価の確保につなげた
対象者	1 低所得の子育て世帯へのキャッシュレス決済ポイント付与 (キャッシュレス決済ポイント還元事業と同時に実施することにより、地域経済支援にもつなげる) 対象者 約4,500人 ①0歳～18歳(児童育成手当・生活保護・就学援助受給世帯) ②18歳まで(二人親の非課税世帯, 子育て世帯特別給付金受給世帯) 2 子育て世帯生活支援特別給付金(市独自)の支給 対象者 約1,000人(国の給付金の対象とならない児童育成手当・生活保護・就学援助受給世帯) 3 給食費補助金の増額(小・中学校, 保育園, 幼稚園)
支援内容	1 キャッシュレス決済ポイントの付与 2 1人当たり5万円 3 小・中学校給食補助金の増額 1人当たり月額110円増額 認可保育園・認証保育所助成費の増額 1人当たり月額150円増額 幼稚園助成費の増額 1人当たり月額120円増額

●第6弾 子育て家庭への生活支援事業

項目	内容
期間	令和5年7～10月
概要	長期化するコロナ禍において、物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して生活・暮らしの支援を行うため、キャッシュレス決済のポイント付与等を行った
対象者	①0歳～18歳(児童育成手当・生活保護の対象を含む)及び就学援助の対象となる小・中学生 ②0歳～18歳(二人親の非課税世帯、子育て世帯生活支援特別給付金受給世帯)
支援内容	対象児童1人当たり2万円

支給

対応	内容	年度
ひとり親家庭臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯や収入が減少したひとり親世帯などに対して給付金を支給。児童扶養手当受給世帯は、収入減の場合追加支給	R2
ゆりかご調布(出産・子育て応援事業)の追加支援(パスモ1万円)	ゆりかご調布(出産・子育て応援事業)の追加支援(パスモ1万円)	R2
放課後等デイサービス利用料の補助	学校休業に伴う放課後等デイサービス利用料の負担増額分を補助	R2～R3
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給している方に対し臨時特別給付金を支給	R2～R3

あのときを振り返る

感染症対策と学校生活の両立

前 調布市教育委員会 教育長
大和田 正治

令和2年2月28日に、国から全国の小・中学校等に対し「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が発出されたことを受け、調布市立小・中学校においても令和2年3月2日から臨時休業としました。その後も、緊急事態宣言の発出、東京都教育委員会からの要請等を踏まえ、5月31日までの3か月間、臨時休業を継続しました。激甚災害に見舞われた地域を除き、これほどの長期間に渡る学校の休業は前例の無いことでした。

令和5年5月8日の5類感染症への移行まで、幾度となく感染の波が押し寄せる中、各学校においては、マスク着用や手指消毒の徹底に加え、分散登校やオンライン授業の実施、消毒液、空気清浄機など感染症対策用備品の整備等、感染症対策の工夫を凝らしながら、可能な限り学びを止めないよう、教職員が一丸となって取り組みました。感染症から児童・生徒の生命・健康を守るため、宿泊行事や部活動の中止等、止むを得ず、一部の教育活動を制限したこともありました。

また、公民館・図書館・郷土博物館等、市民に身近な社会教育施設においても各学校と同様に、当初は閉館や事業を中止しつつも、その後は、諸室の利用人数の変更、オンラインを活用した事業の実施等、利用者の活動を止めないよう、工夫を重ねました。

コロナ禍における対応を振り返りますと、未知なるウィルスから、児童・生徒、施設利用者をはじめ、学校・社会教育施設に関わる全ての方々の生命・健康を守ることを第一に、試行錯誤を繰り返しながら取り組んだ3年間でした。調布市医師会の専門的見地からの御助言をはじめ、コロナ禍における調布市の教育行政に御理解・御協力をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

新たな感染症が蔓延した際においても、学校・社会教育施設に関わる全ての方々の生命・健康を守りながら学びや活動が両立できるよう、この経験を活かして参ります。

第7章

感染症対策 第3の柱
地域経済への支援

01 市内事業者への支援

新型コロナの感染拡大により、市民生活が大きく変容し、外出の自粛や「密」の回避による消費の落ち込みは、市内事業者に深刻な影響をもたらしました。

市は、国・東京都の支援策の積極的な周知とともに、調布市商工会等と連携して、市独自の事業者支援や市内消費喚起、市民生活の支援に取り組みました。

市内事業者への支援

対応	年度
新型コロナに関する経営相談窓口（産業労働支援センター）	R2～
調布市中小企業事業資金融資あっせん制度（産業労働支援センター）	R2
新型コロナウイルス対策マル経融資制度（調布市商工会）	R2～
テイクアウトメニューを用意する店舗紹介冊子「我が家のおすすめテイクアウト」を調布青年会議所と連携し発行（調布っ子応援プロジェクトの商品券利用と連動）	R2





●調布市市内事業者物価高騰支援事業（第2回及び第3回は調布市商工会で実施）

コロナ禍における物価や原油価格の高騰の影響を受ける市内事業者に対し、燃料費、電気料金、ガス料金の一部を補助することにより、負担軽減を図り、事業継続を支援することで、地域経済の活性化につなげました。

項目	内容
対象者	以下全てを満たす事業者 ①調布市内に事務所又は事業所を有する事業者（法人又は個人事業主）であること ②下記の期間に事業用途として燃料、電気、ガスを使用していること 第1回 令和4年7月～9月 第2回 令和4年12月～令和5年2月 第3回 令和5年4月～令和6年3月 ③申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること
対象経費	下記の期間に事業用途として使用した燃料費、電気料金、ガス料金を合算した金額の2倍（第1回、第2回）又は任意の1か月分の6倍（第3回） 第1回 令和4年7月～9月 第2回 令和4年12月～令和5年2月 第3回 令和5年4月～令和6年3月
補助金額	補助対象経費の15%（第1回） 20%（第2回、第3回） （1,000円未満の端数がある場合は切捨て）又は補助上限額のいずれか低い額
補助上限額	第1回 法人：20万円 個人事業主：5万円 第2回、第3回 法人：30万円 個人事業主：10万円
申請受付期間	第1回 令和4年11月4日～令和5年2月17日 ※期間延長 第2回 令和5年6月1日～9月29日 ※期間延長 第3回 令和6年2月1日～4月30日

02 地域経済の活性化

プレミアム付き商品券事業・キャッシュレス決済ポイント還元事業

市民の生活支援と市内消費喚起による地域経済の活性化を図るため、複数回に渡ってプレミアム付き商品券事業やキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施しました。

●調布市スーパープレミアム付き商品券事業

項目	内容
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の生活支援と併せ、市内消費喚起による事業者への支援及び地域経済の回復・活性化へ繋げることを目的として実施した 
対象者	市内在住者・在勤者・在学者
商品券の種類	1冊26枚綴り（額面500円×26枚） <ul style="list-style-type: none"> 全ての取扱店で使用できるA券20枚（1万円分） 大型店以外の取扱店で使用できるB券6枚（3,000円分）
利用期間	令和2年9月28日～令和3年2月28日

●調布・歳末スクラッチ2020 実施主体：調布市商工会

項目	内容
概要	新型コロナウイルス感染症からの事業者の売上の回復、市内全域での消費活性化、消費喚起を促し、市内における回遊性向上、市内商工業者の販売促進の一助とすることを目的に、スクラッチカード・商品券発行による市内消費喚起事業を実施した。 
当選総額	1億円
実施期間	令和2年12月1日～12月31日
参加店舗数	約1,000店舗

●調布市プレミアム付き商品券事業（第1弾）

項目	内容
概要	新しい日常における市民生活の支援と地域経済の活性化を図るとともに、プレミアム付商品券（紙）事業を実施した
対象者	市内在住者
商品券の種類	1冊24枚綴り（額面500円×24枚） <ul style="list-style-type: none"> 商品券の内訳 全ての取扱店で使用できるA券20枚（1万円分） 大型店以外の取扱店で使用できるB券4枚（2,000円分）
利用期間	令和3年8月2日～10月31日

●キャッシュレス決済ポイント還元事業（第1弾）

項目	内容
概要	新しい日常における市民生活の支援と地域経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス決済の普及促進を目的として、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を実施した
ポイント還元率	最大20%（スマートフォン等を用いたQRコード決済に応じてポイントを付与）
参加店舗	市内中小規模の登録店舗（大手事業者等を除く）約1,500店舗
実施期間	令和3年11月1日～令和4年1月16日 ※期間延長

●調布市プレミアム付き商品券事業（第2弾）

項目	内容
概要	プレミアム付商品券（第1弾）の市民ニーズが大きかったことや、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者への継続的な支援が引き続き必要なことから、市内消費喚起による地域経済の回復・活性化に向け、調布市プレミアム付商品券事業（第2弾）を実施した
対象者	市内在住者，在学者，在勤者
商品券の種類	1冊24枚綴り（額面500円×24枚） ・商品券の内訳 全ての取扱店で使用できるA券20枚（1万円分） ・大型店以外の取扱店で使用できるB券4枚（2,000円分）
利用期間	令和3年11月17日～令和4年2月28日

●キャッシュレス決済ポイント還元事業（第2弾）

項目	内容
概要	新型コロナの長期化に加え、物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援し、地域経済の活性化を図るとともに、市内のキャッシュレス決済の普及や市民生活支援にもつなげた
ポイント還元率	最大20%（スマートフォン等を用いたQRコード決済に応じてポイントを付与）
参加店舗	市内中小規模の登録店舗（大手事業者等を除く）約2,000店舗
実施期間	令和4年12月1日～令和5年1月27日 ※早期終了

●キャッシュレス決済ポイント還元事業（第3弾）

項目	内容
概要	コロナ禍における物価高騰の影響を受ける市内事業者を継続的に支援することを目的として、キャッシュレス決済を活用した市内消費の促進により、地域経済の活性化を図るとともに、市内のキャッシュレス決済の普及にもつなげた。
ポイント還元率	最大20%（スマートフォン等を用いたQRコード決済に応じてポイントを付与）
参加店舗	市内中小規模の登録店舗（大手事業者等を除く）約2,000店舗
実施期間	令和5年7月1日～8月7日 ※早期終了

あのときを振り返る

困難に立ち向かう市内事業者とともに

調布市商工会 会長 渡部 完治

混乱が続く感染拡大の状況下において、事業者に正確な最新情報を伝えることや事業者の現状を把握する事が非常に重要でした。

商工会では、情報把握のためのアンケート調査の実施、行政との緊密な連携のもと、迅速に情報を収集・提供することに努めました。また、商工会としても、感染症対策を講じながら、相談の受け入れ態勢を整えなくてはならない状況のなか、時差出勤、web会議の導入など様々な工夫をしましたが、コロナ以前のような支援ができないことに苦労しました。こうした状況下で、商工会は支援と安心感を提供するために尽力しましたが、対応には限界もありました。

コロナ禍において、市内の小規模事業者を支援するため、様々な取り組みを行いました。「調布市スーパープレミアム商品券」や「キャッシュレス決済ポイント事業」などの消費喚起策を行政と一緒に進めたことで事業者からも好評でした。また、事業者が利用できる補助金や助成金の案内を積極的に発信するほか、オンライン化やデジタル化の支援を通じて、事業者が新しい販売手法や業務運営の方法を取り入れる事ができました。これらの支援により多くの事業者が困難な状況を乗り越えることができた実感しています。様々な支援策を実施するにあたり、行政との密接な連携が不可欠であり、今後も継続的に情報共有を行っていきたいと思います。

今後、同様の新興感染症が発生した際には、今回の経験を活かし、より迅速かつ的確に対応できる体制を構築できるよう意識しておくことが重要です。事業者に対しては、感染症の影響を受けた際に迅速に対応できるよう、リスク評価や対応策を事前に検討しておく事業継続計画（BCP）策定支援も必要となります。また、日頃から商店会等の地域内での連携を強化し、商工会が中心となって相互に助け合う仕組み作りを進め、事業者間の情報共有や資源の共有がスムーズに行えるようにしていきます。

これからも、地域経済の安定と発展のため、会員事業所の皆様とともに歩んでまいります。

調布市内事業者様の経営や事業資金、開業・創業などのご相談・ご支援、労働保険のお手続きや共済、助成金のご案内、会社経営に役立つ各種セミナーも開催しています。

調布市商工会 TEL 042-485-2214

〒182-0026 東京都調布市小島町2-36-21 営業時間：9：00～17：30 ※土・日・祝日を除く

HOME・トピックス・【調布市商工会】新型コロナウイルスに対する対応方針について

【調布市商工会】新型コロナウイルスに対する対応方針について

投稿日：2020年4月7日 | 最終更新日時：2020年4月14日 | カテゴリ：新型コロナウイルス対策、調布市商工会について

入会案内	調布市商工会では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2月20日に「新型コロナウイルス対策本部」を立ち上げ、当会の今後の対応方針を定めました。
開業したい	
経営相談・サポート	尚、本方針につきましては、今後の感染の広がりを見ながら適宜見直すこととしております。関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
助成事業	調布市商工会（令和2年3月29日改正）
部会事業	
支部事業	
共済制度	
労働保険	令和2年4月6日（月）より、在宅勤務（テレワーク）を実施しております。ご来会される皆様と職員の安全確保のための措置となっております。
調布市商工会について	そのため、通常以上にお待ちいただくこともございます。大変ご不便・ご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願い致します。なお、事業者の皆様も風邪のような症状がみられる場合は、お電話にてご相談下さい。
会館利用	
会報ダウンロード	

● 通常業務について

資料編

第1回(令和2年2月19日)～第9回(3月30日)

調布市健康危機管理対策本部 会議メンバー

	職	氏名	備考
1	市長	長友 貴樹	本部長
2	副市長	伊藤 栄敏	副本部長
3	副市長	荒井 芳則	副本部長
4	教育長	大和田 正治	副本部長
5	調布市医師会 会長 ※	佐々木 伸彦	本部員
6	東京都多摩府中保健所 所長 (代理 企画調整担当課長) ※	田原 なるみ (代理 武仲 幸雄)	本部員
7	行政経営部長	今井 隆司	本部員
8	行政経営部 参事(財政担当)	山内 隆宏	本部員
9	総務部長	小林 明信	本部員
10	総務部 危機管理担当部長	大貫 貞夫	本部員
11	市民部長	城戸 雅幸	本部員
12	生活文化スポーツ部長	宇津木 光次郎	本部員
13	オリンピック・パラリンピック担当部長	小林 達哉	本部員
14	生活文化スポーツ部 産業振興担当部長	田波 利明	本部員
15	子ども生活部長	野澤 薫	本部員
16	福祉健康部長	山本 雅章	本部員
17	福祉健康部 参事(保険・健康担当)	川手 智子	本部員
18	環境部長	岩本 宏樹	本部員
19	都市整備部長	八田 主税	本部員
20	都市整備部参事(都市計画担当)	江田 信久	本部員
21	教育部長	柏原 公毅	本部員
22	会計管理者	仁藤 美保	陪席
23	選挙管理委員会事務局長	小島 伸夫	陪席
24	監査事務局長	島貫 隆将	陪席
25	議会事務局長	小柳 栄	陪席
26	福祉健康部副参事(健康推進担当)	川手 智子	陪席

※調布市医師会・東京都多摩府中保健所は第4回(2月26日)のみ出席

01 調布市新型コロナウイルス感染症対策本部会議メンバー

職	氏名	備考
1 市長	長友 貴樹 伊藤 栄敏	本部長
2 副市長	黒岩 幸三(第9～33回) 田中 健(第36～39回)	副本部長
3 教育長	大和田 正治	副本部長
4 調布市医師会 会長	佐々木 伸彦(第1～3回) 西田 伸一(第4～39回)	アドバイザー
5 調布市医師会 理事	麻生 泰二(第4～39回)	アドバイザー
6 調布警察署 警備課長	中山 順雄(第1～9回) 中村 智文(第10～39回)	アドバイザー
7 調布市商工会 会長	柳澤 勇(第10～35回) 海部 完治(第36～39回)	アドバイザー
8 調布消防署 警防課長	大澤 晃(第1～25回) 鈴木 直也(第26～37回)	本部員
9 行政経営部長	今井 隆司(第1～17回) 小柳 栄(第18～37回)	本部員
10 行政経営部 参事(特命担当)	黒岩 幸三(第1～8回)	本部員
11 行政経営部 参事(財政担当)	山内 隆宏	本部員
12 総務部長	小林 明信(第1～17回) 今井 隆司(第18～39回) 大貫 貞夫(第1～17回)	本部員
13 総務部 危機管理担当部長	八田 主税(第18～37回) 鈴木 克昌(第38～39回)	本部員
14 総務部付 参事	井部 成人(第28～33回)	本部員
15 市民部長	城戸 雅幸(第1～17回) 石川 広生(第18～37回) 小島 伸夫(第38～39回)	本部員
16 生活文化スポーツ部長	小林 達哉(第1～17回)※1 八角 千里(第18～39回)	本部員
17 生活文化スポーツ部 産業振興担当部長	渡辺 直樹(第1～33回)※1 徳永 孝正(第34～39回)	本部員
18 生活文化スポーツ部 参事 (多様性社会・男女共同参画推進担当)	高松 春美(第34～39回)	本部員
19 子ども生活部長	丸田 繁樹	本部員
20 子ども生活部 参事 (子育て世帯包括支援・児童虐待防止担当)	川手 智子(第34～39回)	本部員
21 福祉健康部長	野澤 薫※2	本部員
22 福祉健康部 参事(保険・健康担当)	川手 智子(第1～33回)※2	本部員
23 福祉健康部 参事 (地域共生社会推進担当)	風間 雄二郎(第34～39回)	本部員
24 環境部長	岩本 宏樹(第1～33回) 田波 利明(第34～39回) 八田 主税(第1～17回)	本部員
25 都市整備部長	田波 利明(第18～33回) 渡辺 直樹(第34～39回)	本部員
26 都市整備部 政策担当部長	田波 利明(第1～17回)	本部員
27 都市整備部 外環・交通担当部長	代田 敏彦(第36～39回)	本部員
28 都市整備部 参事(都市政策担当)	代田 敏彦(第18～33回)	本部員
29 都市整備部 参事(外環・調整担当)	代田 敏彦(第34～35回)	本部員
30 教育部長	柏原 公毅(第1～17回) 小林 達哉(第18～39回)	本部員
31 会計管理者	仁藤 美保(第1～33回) 井部 成人(第34～39回)	陪席
32 選挙管理委員会事務局長	小島 伸夫(第1～17回) 城戸 雅幸(第18～37回) 石川 広生(第38～39回)	陪席
33 監査事務局長	島貫 隆将 小柳 栄(第1～17回) 小島 伸夫(第18～37回) 半澤 清美(第38～39回)	陪席
34 議会事務局長	小柳 栄(第1～17回) 小島 伸夫(第18～37回) 半澤 清美(第38～39回)	陪席

※1 オリンピック・パラリンピック担当部長業務

※2 新型コロナウイルス感染症対策本部会議メンバー

02 新型コロナウイルス感染症対策にかかる市への寄付一覧

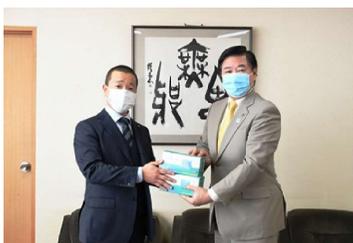
受領日	寄付・寄贈物品	寄付者※
令和2年4月7日	マスク（1万枚）	高木 隆
令和2年4月27日	マスク（2万枚）	株式会社アーク・システム
令和2年4月30日	1億円	アフラック生命保険株式会社
令和2年5月18日	飲料（720本）	大塚製薬株式会社
令和2年5月18日	医療用ガウン（500個） フェイスシールド（480個）	東京調布むらさきロータリークラブ
令和2年6月10日	子ども用マスク（2万枚）	マスクバンクプロジェクト（調布市商工会青年部）
令和2年8月18日	医療用マスク（1,920枚）	アフラック生命保険株式会社
令和2年11月20日	マスクケース（1万5,620枚）	たましん経営者研究会
令和3年4月21日	飲料	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
令和4年8月25日	手指消毒ジェル（3,000本）	杏林製薬株式会社

[トップページ](#)
[新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)
[その他のお知らせ](#)
[寄附・寄贈・基金](#)

調布市民からマスク1万枚の寄附

2020年4月10日 登録

4月7日(火曜日)に、株式会社東京建設コンサルタントの高木 隆さんから、マスク1万枚の寄附をいただきました。



いただいたマスクは、保育園、学童や児童館、高齢者施設などに感染防止対策が必要になる施設などに優先順位を決めて、活用していきます。

ご寄附者

高木 隆(たかぎ たかし)氏(市内在住。調布青年会議所で13年活動歴あり)

高木さんからのコメント

世界中で新型コロナウイルス感染症が拡大し、強い危機感を抱いております。現に去年7月に産まれたばかりの長女は、海外におり、家族離れ離れの状況が続いております。新型コロナウイルス感染症を収束するためには、個人個人の意識改革が必要であると思います。皆様の意識改革の一端を担えればと思い、今回の行動を取らせて頂きました。精一杯の努力でマスクを一万枚ご用意しましたが、自分一人の力では限界があります。まずはお世話になっている調布市や地元の皆様に寄附させていただきました。必要としている所でぜひ活用してほしいと思います。これからも協力できることがあれば、ぜひ協力させていただきます。



早引きインデックス

[よくある質問](#)
[相談窓口](#)

[★ お気に入り](#)
[使い方](#)

登録されたページはありません。

[トップページ](#)
[新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)
[その他のお知らせ](#)
[寄附・寄贈・基金](#)

市内事業者からマスク2万枚の寄附

2020年5月13日 登録

4月27日(月曜日)、株式会社アーク・システム(代表取締役 武藤 光哉氏)から、マスク2万枚のご寄附をいただきました。



寄贈されたマスクは、調布警察署及び調布消防署など関係機関での活用を含め、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために有効に役立させていただきます。

ご寄附社

株式会社アーク・システム
 (注)株式会社アーク・システムと調布市は、平成26年7月に「災害時における物資の供給に関する協定」を締結しています。

このページに関するお問い合わせ

福祉健康部 健康推進課

電話番号:042-441-6100
 ファクス番号:042-441-6101
[フォームによるお問い合わせ](#)

このページに関するアンケート

このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった
 どちらとも言えない
 わかりにくかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった
 どちらとも言えない
 見つけにくかった

このページはどのようにしてたどり着きましたか？

トップページから順に
 サイト内検索フォームから
 その他検索サイトやSNSなどから

[送信する](#)

[ホーム](#)
[暮らし 手続き](#)
[健康・医療 福祉](#)
[子育て・教育](#)
[まちづくり 環境](#)
[観光・文化 スポーツ](#)
[産業 しごと](#)
[市政情報](#)

[トップページ](#)
[新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)
[その他のお知らせ](#)
[寄附・寄贈・基金](#)
[トップページ](#)
[健康・医療・福祉](#)
[健康・健康・医療](#)
[お知らせ](#)
[トップページ](#)
[まちづくり・環境](#)
[都市計画・街づくり](#)
[お知らせ](#)

アフラック生命保険株式会社から1億円の寄附

2020年4月30日 登録

新型コロナウイルス感染症対策のための寄附

調布市と「包括的パートナーシップに関する協定」を締結しているアフラック生命保険株式会社から、新型コロナウイルス感染症対策及び医療機関、医療従事者への支援を目的として、ご寄附のお申し出をいただきました。

寄附概要

寄附金額

1億円
(新型コロナウイルス感染症対策及び同感染症対応に尽力する 医療機関、医療従事者の方々に向けた様々な支援として)

寄付金の活用(予定)

調布市医師会とも連携し、地域医療の体制整備・充実に向けた取組に活用する予定です。

調布市とアフラック生命保険株式会社によるこれまでの相互連携のあゆみ

平成6年にアフラック生命保険株式会社が調布市に自社ビルを建設して以来、調布市とアフラック生命保険株式会社は、相互友好協力関係を築いてきました。

平成22年には「調布市とアフラックとのがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定」を締結し、がん検診受診を促進する情報発信など、市民の健康維持・増進を基軸とした取組を進めてきました。さらに、スポーツ・文化振興、障害者支援、教育、子育て支援など様々な分野における連携・協働事業について、実践を重ねながら協力関係を深めてきました。

令和の時代に入り、調布市の新たな基本計画が令和元年4月にスタートしたことも踏まえ、同年8月には、これまで築いてきた両者の協力関係をより一層強固なものとし、調布のまちの持続的な発展と社会的課題の解決に向けて、それぞれの保有する特性・資源・ノウハウ等を生かしながらこれまで以上に幅広く多様な分野において連携・協働し、地域の活性化と市民サービスの向上、社会的価値の創出に取り組むことを目的として、「包括的パートナーシップに関する協定」を締結しました。

主な取組事業

「調布市とアフラックとのがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定」に基づく取組(券金・啓発活動、ゴールドリボン運動等)

市民スポーツまつりにおける「アフラックススポーツガーデン」の開催

市民や地元企業に対する健康増進セミナーの開催検討

ラグビーワールドカップ2019(TM)日本大会におけるファンゾーンin東京にあわせた市のおもてなしイベント「調布スクラムフェスティバル」での連携した取組 など

早引きインデックス

登録されたページはありません。

ダウンロード

[ホーム](#)
[暮らし 手続き](#)
[健康・医療 福祉](#)
[子育て・教育](#)
[まちづくり 環境](#)
[観光・文化 スポーツ](#)
[産業 しごと](#)
[市政情報](#)

[トップページ](#)
[新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)
[その他のお知らせ](#)
[寄附・寄贈・基金](#)
[トップページ](#)
[健康・医療・福祉](#)
[健康・健康・医療](#)
[お知らせ](#)
[トップページ](#)
[まちづくり・環境](#)
[都市計画・街づくり](#)
[お知らせ](#)

「東京調布むらさきロータリークラブ」から医療用ガウンとフェイスシールドの寄附

2020年5月22日 登録

ご寄附をいただきました

5月18日(月曜日)、東京調布むらさきロータリークラブ(会長 小泉 敏夫氏)から、医療用ガウン500個とフェイスシールド480個のご寄附をいただきました。




寄贈された医療用ガウンなどは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、市内の医療機関で活用させていただきます。

このページに関するお問い合わせ

福祉健康部 健康推進課
 電話番号：042-441-6100
 ファクス番号：042-441-6101

このページに関するアンケート

このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった どちらとも言いえない わかりにくかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらとも言いえない 見つけにくかった

このページはどのようにしてたどり着きましたか？



調布市
Chofu City

ともに生き ともに創る 彩りのまち調布

English 中文 韓国語

文字サイズ 背景色変更

[サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)

検索 検索方法

[ホーム](#)

[暮らし
手続き](#)

[健康・医療
福祉](#)

[子育て・教育](#)

[まちづくり
環境](#)

[観光・文化
スポーツ](#)

[産業
しごと](#)

[市政情報](#)

トップページ [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) [その他のお知らせ](#) [寄附・寄贈・基金](#)

マスクバンクプロジェクトを通じてマスク2万枚の寄附

2020年6月10日 登録

マスク2万枚の寄附

調布市商工会青年部が行っているマスクバンクプロジェクトを通じて、市内の幼稚園や保育園・学童クラブなど135か所の保育施設に、子ども用マスク2万枚のご寄附をいただきました。



寄贈されたマスクは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために有効に役立させていただきます。

[調布市商工会ホームページ\(外部リンク\)](#)

このページに関するお問い合わせ

福祉健康部 健康推進課
 電話番号：042-441-6100
 ファクス番号：042-441-6101
[フォームによるお問い合わせ](#)

このページに関するアンケート

このページの内容はわかりやすかったですか？
 わかりやすかった どちらとも言えない わかりにくかった

このページは見つけやすかったですか？
 見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

このページはどのようにしてたどり着きましたか？
 トップページから順に サイト内検索フォームから その他検索サイトやSNSなどから

[送信する](#)

早引きインデックス

[よくある質問](#) [相談窓口](#)

★ お気に入り

登録されたページはありません。

[このサイトについて](#) [免責事項](#) [個人情報保護・セキュリティ](#) [著作権・リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [このページの先頭へ](#)



調布市
Chofu City

ともに生き ともに創る 彩りのまち調布

English 中文 韓国語

文字サイズ 背景色変更

[サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)

検索 検索方法

[ホーム](#)

[暮らし
手続き](#)

[健康・医療
福祉](#)

[子育て・教育](#)

[まちづくり
環境](#)

[観光・文化
スポーツ](#)

[産業
しごと](#)

[市政情報](#)

トップページ [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) [その他のお知らせ](#) [寄附・寄贈・基金](#)

アフラック生命保険株式会社から医療用マスクの寄附

2020年8月18日 登録

医療用マスクのご寄附をいただきました

調布市と「包括的パートナーシップに関する協定」を締結しているアフラック生命保険株式会社から、新型コロナウイルス感染症対策及び医療機関、医療従事者への支援のため、市に医療用のN95マスク、1920枚のご寄附をいただきました。

今回ご寄附いただきましたマスクは、市から調布市医師会へ提供させていただきます、市内医療機関や調布市PCRセンターなどで活用させていただきます。

ダウンロード

[新型コロナウイルス感染症対策のための寄附\(医療用マスク\)について\(プレスリリース資料\)
 \(865KB\)\(PDF文書\)](#)

本年5月の新型コロナウイルス感染症対策のための寄附1億円に続き2回目

同社からは、5月に新型コロナウイルス感染症対策に取り組み医療機関・医療従事者への支援を目的として、市に1億円のご寄附をいただいております。

関連リンク

[アフラック生命保険株式会社から1億円の寄附](#)

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。
 詳しくはビューワー一覧をご覧ください。(別ウィンドウで開きます。)

早引きインデックス

[よくある質問](#) [相談窓口](#)

★ お気に入り

登録されたページはありません。

[このページに関するお問い合わせ](#)

このページに関するお問い合わせ

福祉健康部 健康推進課
 電話番号：042-441-6100
 ファクス番号：042-441-6101
[フォームによるお問い合わせ](#)

[このページに関するアンケート](#)

このページに関するアンケート

このページの内容はわかりやすかったですか？

[このサイトについて](#) [免責事項](#) [個人情報保護・セキュリティ](#) [著作権・リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [このページの先頭へ](#)

調布市 Chofu City

ともに生き ともに創る 彩りのまち調布

English 中文 韓国語 | [サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)

文字サイズ 背景色変更

検索 検索方法

ホーム 暮らし 手続き 健康・医療 福祉 子育て・教育 まちづくり 環境 観光・文化 スポーツ 産業 しごと 市政情報

トップページ [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) [その他のお知らせ](#) [寄附・寄贈・基金](#)

トップページ [子育て・教育](#) [学校・教育](#) [お知らせ](#)

トップページ [子育て・教育](#) [教育委員会](#) [お知らせ](#)

トップページ [市政情報](#) [広報](#) [まちの話](#)

マスクケースの寄附

2020年12月20日 登録

11月20日(金曜日)、たましん経営者研究会東支部から、マスクケースを市立小・中学校の児童及び生徒数分(15,620枚)のご寄附をいただきました。

寄贈されたマスクケースは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、学校教育活動などにおいて有効に役立てさせていただきます。

ご寄附をいただいた団体

たましん経営者研究会
多摩信用金庫の取引先企業の経営者及び事業継承者を会員とする組織で、会員企業の健全な発展に寄与することを目的とした研究会です。

このページに関するお問い合わせ

教育委員会教育部 教育総務課
電話番号：042-481-7465
ファクス番号：042-481-6466
[フォームによるお問い合わせ](#)

このページに関するアンケート

このページの内容はわかりやすかったですか？
 わかりやすかった どちらとも言えない わかりにくかった

このページは見つけやすかったですか？
 見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

このページはどのようにしてたどり着きましたか？
 トップページから順に サイト内検索フォームから その他検索サイトやSNSなどから

[送信する](#)

[よくある質問](#) [相談窓口](#)

★ お気に入り [使い方](#)

登録されたページはありません。

[このサイトについて](#) [免責事項](#) [個人情報保護・セキュリティ](#) [著作権・リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [このページの先頭へ](#)

調布市 Chofu City

ともに生き ともに創る 彩りのまち調布

English 中文 韓国語 | [サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)

文字サイズ 背景色変更

検索 検索方法

ホーム 暮らし 手続き 健康・医療 福祉 子育て・教育 まちづくり 環境 観光・文化 スポーツ 産業 しごと 市政情報

トップページ [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) [その他のお知らせ](#) [お知らせ](#)

トップページ [子育て・教育](#) [学校・教育](#) [お知らせ](#)

トップページ [子育て・教育](#) [教育委員会](#) [お知らせ](#)

トップページ [市政情報](#) [広報](#) [まちの話](#)

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社から飲料の寄贈

2021年4月20日 登録

飲料への寄贈をいただきました

この度コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社から、ワクチン接種に携われる医療従事者の方に、飲料を通じたご支援をいただきました。

いただいた飲料は、ワクチン接種時に医療従事者等へ提供させていただきます。




このページに関するお問い合わせ

福祉健康部 健康推進課
電話番号：042-441-6100
ファクス番号：042-441-6101
[フォームによるお問い合わせ](#)

このページに関するアンケート

このページの内容はわかりやすかったですか？
 わかりやすかった どちらとも言えない わかりにくかった

このページは見つけやすかったですか？
 見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

このページはどのようにしてたどり着きましたか？
 トップページから順に サイト内検索フォームから その他検索サイトやSNSなどから

[送信する](#)

[よくある質問](#) [相談窓口](#)

★ お気に入り [使い方](#)

登録されたページはありません。

[このサイトについて](#) [免責事項](#) [個人情報保護・セキュリティ](#) [著作権・リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [このページの先頭へ](#)



ともに生き ともに創る 彩りのまち調布

English 中文 韓国 | [サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)

文字サイズ 背景色変更

検索 検索方法

- ホーム
- 暮らし 手続き
- 健康・医療 福祉
- 子育て・教育
- まちづくり 環境
- 観光・文化 スポーツ
- 産業 しごと
- 市政情報

トップページ [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) [その他のお知らせ](#) [寄附・寄贈・基金](#)

杏林製薬株式会社から手指消毒ジェルの寄附

2022年8月25日 登録

ご寄附をいただきました

令和4年7月19日に、乳幼児向けの消毒剤を扱う杏林製薬株式会社(代表取締役社長 荻原 茂)から、「Milton(ミルトン)うるさい手指消毒ジェル」3,000本の寄附をいただきました。



いただいた製品は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、市内の保育園・児童館・子ども発達センター・子ども家庭支援センターすこやかななどの施設や、自宅療養者支援に活用させていただきます。

このページに関するお問い合わせ

福祉健康部 健康推進課
 電話番号：042-441-6100
 ファクス番号：042-441-6101
[フォームによるお問い合わせ](#)

このページに関するアンケート

このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった どちらとも言えない わかりにくかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

このページはどのようにしてたどり着きましたか？

トップページから順に サイト内検索フォームから その他検索サイトやSNSなどから

[送信する](#)

早引きインデックス

[よくある質問](#) [相談窓口](#)

★ [お気に入り](#) [使い方](#)

登録されたページはありません。

調布市新型コロナウイルス感染症対応報告書

令和7年5月

調布市福祉健康部健康推進課

東京都調布市小島町2-33-1 文化会館たづくり西館4階

電話 042-441-6100